

事務連絡
平成 31 年 3 月 28 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法の施行等に関する Q&A について（その 6）

今般、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）及び臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）の施行等に関する Q&A（その 6）を別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

(略語一覧)

「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
「規則」：臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）
「施行通知」：臨床研究法施行規則の施行等について（平成 30 年 2 月 28 日付け医政経発 0228 第 1 号・医政研發 0228 第 1 号厚生労働省医政局経済課長・研究開発振興課長通知）
「Q A」：臨床研究法の施行等に関する Q & A について（厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）※その 5：平成 30 年 10 月 16 日付け
「認定委員会」：法第 23 条第 5 項第 2 号に規定する認定臨床研究審査委員会

問 76 施行通知 1 (20) に、「① 研究責任医師は、臨床研究を実施するに当たっては、あらかじめ、当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害の補償のために、原則として適切な保険に加入すること」とあるが、個別の臨床研究の特性を踏まえ、保険に加入せず、臨床研究の実施に伴い生じた健康被害に対する医療の提供のみを行う場合には、具体的にどのような手続が必要か。

(答) 実施計画、研究計画書及び説明同意文書に、保険に加入せず、臨床研究の実施に伴い生じた健康被害に対して医療の提供のみを行うこと及びその理由を記載し、認定委員会の承認を得る必要がある。

問 77 QA その 5 問 70 中の「事前確認不要事項」としてあらかじめ具体的に業務規程に定めたものに係る申請については、認定委員会の事務局が当該事項に該当することを確認し受領することをもって、審査結果通知等の書面の交付を行うことなく認定委員会が承認したものとみなして差し支えないか。

(答) 差し支えない。ただし、認定委員会と実施医療機関との間で承認の有無について認識の齟齬が生じないよう配慮することとし、具体的な手続については、あらかじめ規程、手順書等において明確化しておくことが望ましい。

問 78 多施設共同研究において、各実施医療機関の管理者の承認が新たに得られた場合の、実施計画における管理者の承認に係る記載の変更に関する研究代表医師から他の研究責任医師への情報提供については、あらかじめ当該他の研究責任医師の合意を得た上で、一定の期間内に承認されたものを取りまとめて情報提供することとして差し支えないか。

(答) 差し支えない。また、研究代表医師は、必ずしも書面ではなく、メール等により承認された事実の連絡を受けることをもって、実施計画における管理者の承認に係る記載を変更して差し支えない。

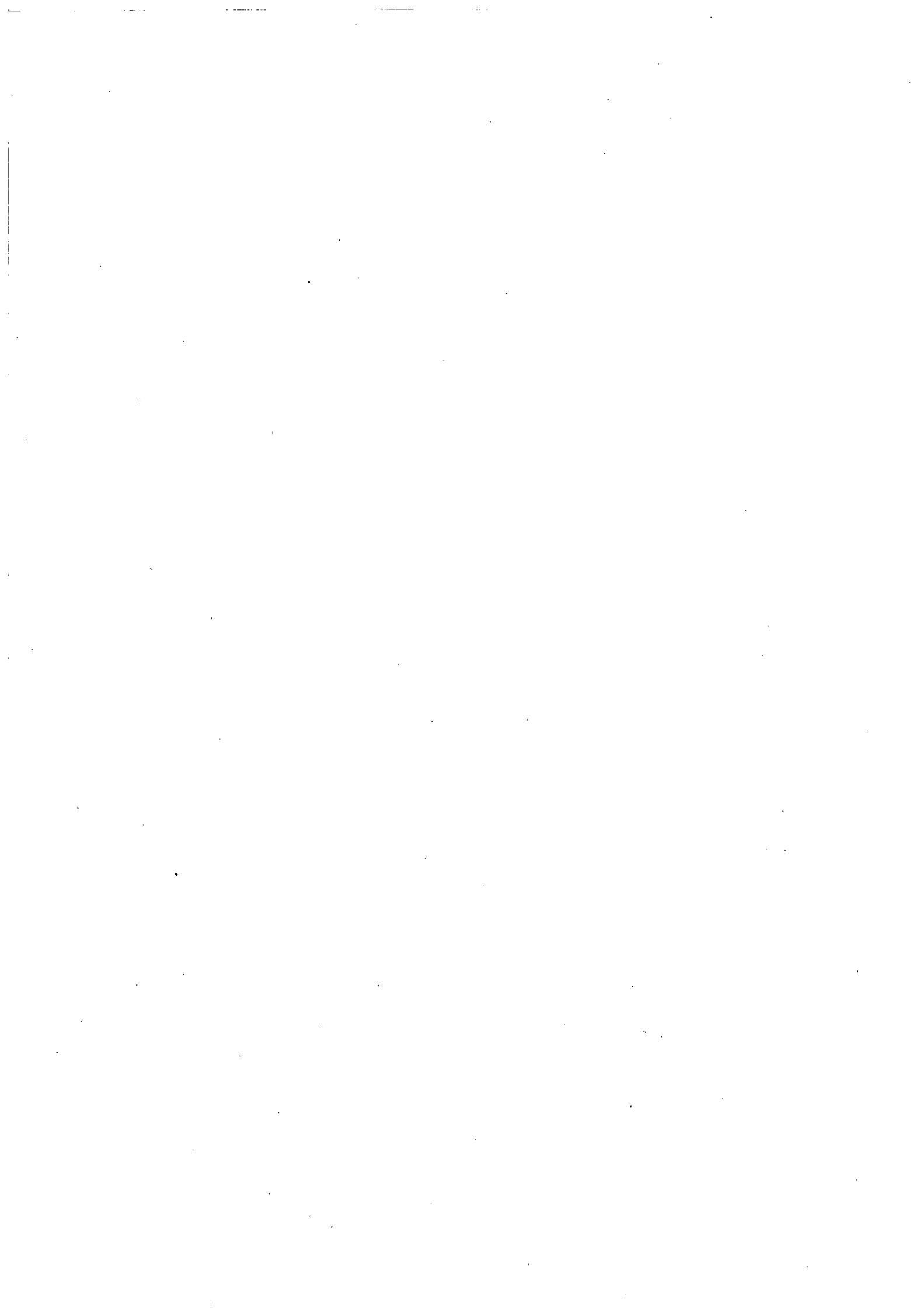
問 79 利益相反管理において、実施医療機関の管理者又は所属機関の長（以下「管理者等」という。）による事実関係の確認は、臨床研究が実施されるごとに行うのではなく、例えば、あらかじめ研究者ごとに当該研究者に係る全ての医薬品等製造販売業者等との関与について包括的に事実関係を一括して確認※しておいて、個別の臨床研究が実施される際に、その確認結果に基づいて、当該臨床研究に対する医薬品等製造販売業者等との関与を研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師）に事務的に管理者等が報告することとして差し支えないか。

※ 包括的な事実関係の確認の方法としては、例えば、研究者に対しては、関与のある全ての医薬品等製造販売業者等及びその関与の内容について申告を求め、管理者等は、管理者等が労務管理等の観点で既に得ている情報に基づき、申告された内容の事実関係を確認するとともに、申告のなかった医薬品等製造販売業者等の関与がないか確認する方法が想定される。

(答) 差し支えない。ただし、包括的な確認は、少なくとも年に1度は更新し、臨床研究が実施される際に、直前の包括的な事実関係の確認時から変更があるかどうかを研究者に対して確認を取り、変更がある場合には、その事実関係について別途確認すること。

問 80 先進医療又は患者申出療養として実施する臨床研究において、認定委員会における審査意見業務の後、先進医療技術審査部会、先進医療会議又は患者申出療養会議において研究計画書等に変更があった場合は、当該変更に係る認定委員会の審査意見業務については、施行通知3(27)の簡便な審査又はQAその5問70の「事前確認不要事項」に係る審査として、規則第80条第4項に基づく取扱いをして差し支えないか。

(答) 差し支えない。ただし、その場合であっても、実施される臨床研究の内容を認定委員会が把握する観点から、変更の内容について、事後的に認定委員会に報告することが望ましい。



事務連絡
平成31年3月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集等の一部改正について

臨床研究法（平成29年法律第16号）の施行等に関する取扱い及び同法に規定する臨床研究等の事例については、「臨床研究法の施行等に関するQ&Aについて（その1）」（平成30年3月13日厚生労働省医政局研究振興課事務連絡）、「臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集について（その1）」（平成30年10月16日厚生労働省医政局研究振興課事務連絡）等において示してきたところですが、今般、趣旨の明確化等の観点から、これらの事務連絡の一部を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、参考として改正後の臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集を添付します。

記

- 1 「臨床研究法の施行等に関するQ&Aについて（その1）」については、問21-1（答）中「同意文書以外については、」を削る。
- 2 「臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集について（その1）」別添については、別添の新旧対照表のとおり改正する。

<別添>

新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p><u>臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集</u></p> <p>(略語一覧) 「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号） 「Q.A」：臨床研究法の施行等に関する Q & A について（厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）※その 1：平成 30 年 3 月 13 日付け、その 2：同年 4 月 9 日付け、その 3：同年 5 月 17 日付け</p> <p>1. 法に規定する臨床研究のうち、特定臨床研究に該当する事例：特定リスト</p>	<p>(略語一覧) 「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号） 「Q.A」：臨床研究法の施行等に関する Q & A について（厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）※その 1：平成 30 年 3 月 13 日付け、その 2：同年 4 月 9 日付け、その 3：同年 5 月 17 日付け</p> <p>1. 法に規定する臨床研究のうち、特定臨床研究に該当する事例：特定リスト</p>												
<table border="1"><thead><tr><th>事例</th><th>留意事項等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1-1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究は、特定臨床研究に該当する。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(1-2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	事例	留意事項等	(1-1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究は、特定臨床研究に該当する。	(略)	(1-2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>事例</th><th>留意事項等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	事例	留意事項等	(1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究	(略)	(2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である	(略)
事例	留意事項等												
(1-1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究は、特定臨床研究に該当する。	(略)												
(1-2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である	(略)												
事例	留意事項等												
(1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究	(略)												
(2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である	(略)												

る又は対照薬の医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者から研究資金等の提供を受けている研究は、特定臨床研究に該当する。		又は対照薬の医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者から研究資金等の提供を受けている研究	
(1-3) 2型糖尿病の効能・効果が承認されている経口血糖降下剤について、2型糖尿病かつ心不全を有する患者を対象として、心不全の改善に係る有効性・安全性を評価しようとする研究は、承認を受けていない心不全に係る有効性・安全性を評価しようとするものであるため、特定臨床研究に該当する。	同剤を投与した2型糖尿病の患者を対象として、心血管イベントの発生率など、有効性・安全性を評価しようとする研究は、適用内での臨床研究になるため、製薬企業等からの資金提供がない場合には、特定臨床研究には該当しない。	(新設)	(新設)

2. 法に規定する臨床研究に該当する事例（特定臨床研究又は特定臨床研究以外の臨床研究）：臨床研究リスト

事例	留意事項等
(2-1) 医薬品を人に対して用いることにより、当該医薬品の薬物動態に係る評価を行う研究は、法に規定す	(略)

2. 法に規定する臨床研究に該当する事例（特定臨床研究又は特定臨床研究以外の臨床研究）：臨床研究リスト

事例	留意事項等
(1) 医薬品を人に対して用いることにより、当該医薬品の薬物動態に係る評価を行う研究	(略)

<u>る臨床研究に該当する。</u>		
(2-2) 人体への侵襲性が低いものの、医行為を伴い、医薬品等の有効性（性能を含む。）又は安全性を明らかにする研究は、法に規定する臨床研究に該当する。	(略)	(略)
(2-3) 体外診断薬と医療機器が一体化している体外診断薬を人に対して用いる研究は、法に規定する臨床研究に該当する。	(略)	(3) 体外診断薬と医療機器が一体化している体外診断薬を人に対して用いる研究
(2-4) 腹痛等の症状（症状A）を効能・効果とする漢方薬について、症状Aを一つの症状とする過敏性腸症候群等の特定の疾病（疾病B）の患者を対象として、疾病Bに係る当該漢方薬の有効性・安全性を評価しようとする研究は、特定臨床研究には該当せず、法に規定する臨床研究に該当する。		(新設)
3. 法に規定する臨床研究に該当しない事例（観察研究等）：対象外		3. 法に規定する臨床研究に該当しない事例（観察研究等）：対象外

リスト	
事例	留意事項等
(3-1) 医療機器を用いて体温の計測のみを行う研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(略)
(3-2) 医療機器の性能の評価を伴わない手術や手技に関する研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(略)
(3-3) 有効性や安全性の評価を目的とせず、医師又は患者から、いわゆる「医療機器の使用感」について意見を聴く調査は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(略)
(3-4) 医療機器であるマッサージチェアの心地良さのみに関する調査は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(略)
(3-5) 有効性や安全性の評価を目的とせず、要指導医薬品又は一般用医薬品の使用者からその「使用感」(飲みやすさ、塗りやすさ等)について意見を聴く調査	(略)

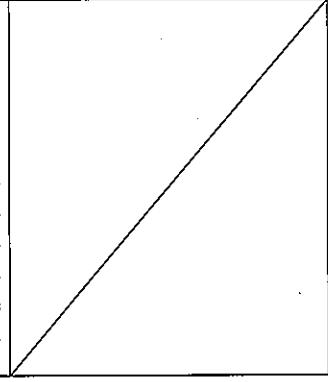
リスト	
事例	留意事項等
(1) 医療機器を用いて体温の計測のみを行う研究	(略)
(2) 医療機器の性能の評価を伴わない手術や手技に関する研究	(略)
(3) 有効性や安全性の評価を目的とせず、医師又は患者から、いわゆる「医療機器の使用感」について意見を聴く調査	(略)
(4) 医療機器であるマッサージチェアの心地良さのみに関する調査	(略)
(5) 有効性や安全性の評価を目的とせず、要指導医薬品又は一般用医薬品の使用者からその「使用感」(飲みやすさ、塗りやすさ等)について意見を聴く調査	(略)

<p><u>は、法に規定する臨床研究に該当しない。</u></p>		
<p>(3-6) 放射線治療装置について、研究に使用する装置を特定の医療機器（製品）に限定せず、その上で、承認された範囲内において、さらに詳細な使用方法（照射線量、照射回数等）の違いによる治療効果の違いを評価することを目的とした研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。</p>	(略)	<p>(6) 放射線治療装置について、承認された範囲内において、さらに詳細な使用方法（照射線量、照射回数等）の違いによる治療効果の違いを評価することを目的とした研究</p>
<p>(3-7) 医薬品を人に対して投与することにより、医薬品の有効性に影響を与える遺伝子変異を探索的に検討する臨床研究（治験の付随研究）など、いわゆるバイオマーカーの探索的な検討に係る研究は、医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとするものではないため、法に規定する臨床研究に該当しない。</p>	<p>主たる目的がバイオマーカーの探索であっても、副次的に医薬品の有効性・安全性の評価を行う場合など、実質的に医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。</p>	<p>(7) 医薬品の有効性を評価することを目的とした治験に付随して、当該治験の被験者から血液、組織等の検体を採取し、当該検体における特定の遺伝子変異の有無と、当該治験における有効性の程度を比較することにより、当該医薬品の有効性に影響を与える遺伝子変異を探索的に検討する臨床研究（治験の付隨研究）など、いわゆるバイオマーカーの探索的な検</p>

		<p>討に係る研究</p> <p><u>※ 医薬品の有効性・安全性を明らかにしようと するものではないため</u></p>	
(3-8) 医薬品の有効性を評価することを目的とした治験に付随して、別の研究として実施する臨床研究（治験の付随研究）であって、当該治験の被験者から血液、組織等の検体を採取し、当該医薬品の有効性を評価しようとするものは、当該付随研究中では、人に対して医薬品を用いていないため、法に規定する臨床研究に該当しない。		(新設)	
(3-9) PET検査用放射性医薬品（承認の有無にかかわらない）を投与し、アルツハイマー型認知症にかかる画像検査を経年的に行うことにより、アルツハイマー型認知症の自然経過を観察する研究など、疾病的病態解明に係る研究は、法に規定する臨床研究に	主たる目的が病態解明であっても、副次的に医薬品の診断に係る性能の評価を行う場合など、実質的に医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。	(8) PET検査用放射性医薬品（承認の有無にかかわらない）を投与し、アルツハイマー型認知症にかかる画像検査を経年的に行うことにより、アルツハイマー型認知症の自然経過を観察する研究など、疾病的病態解明に係る研究	主たる目的が病態解明であっても、副次的に医薬品の診断に係る性能の評価を行う場合など、実質的に医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する。

<u>該当しない。</u>		
<p>(3-10) 人に対して単に電極を装着して電位を測定するなど、医療機器を非侵襲的に人に対して使用し、その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定には使用せず、他の検査結果と数値の比較のみ行うなどにより当該医療機器の性能を評価する研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。</p>	<p>当該医療機器の使用が、侵襲（軽微な侵襲を含む。）を伴う場合には、医行為に該当するため、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。</p>	<p>(9) 人に対して単に電極を装着して電位を測定するなど、医療機器を非侵襲的に人に対して使用し、その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定には使用せず、他の検査結果と数値の比較のみ行うなどにより当該医療機器の性能を評価する研究</p>
<p>(3-11) 患者から血液、組織等の検体を採取し、又はCT等の画像検査を行い、その結果を独立した別の医療機器により測定・分析することにより、当該医療機器の性能を評価する研究は、<u>その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定に使用する場合を含めて、当該医療機器自体を直接患者に対して使用していないため、法に規定する臨床研究に該当しない。</u></p>	<p>画像撮影を行う医療機器と分析を行う医療機器が一体となっている場合など、実質的に評価の対象となる医療機器を患者に対して使用している場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。</p>	<p>(10) 患者から血液、組織等の検体を採取し、又はCT等の画像検査を行い、その結果を独立した別の医療機器により測定・分析することにより、当該医療機器の性能を評価する研究 ※ その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定に使用する場合を含めて、当該医療機器自体を直接患者に対して使用していないため。</p>

(3-12) 手術中に、タブレット端末により患者の術野を撮影・表示し、組織や病巣の詳細な位置を重ねて描画することで術者へのナビゲーションを行うプログラム医療機器について、その手術の結果により当該プログラム医療機器の有効性を評価する研究は、当該プログラム医療機器を直接患者に対して使用していないため、法に規定する臨床研究に該当しない。		(11) 手術中に、タブレット端末により患者の術野を撮影・表示し、組織や病巣の詳細な位置を重ねて描画することで術者へのナビゲーションを行うプログラム医療機器について、その手術の結果により当該プログラム医療機器の有効性を評価する研究 ※ 当該プログラム医療機器を直接患者に対して使用していないため	
(3-13) 未承認の診断機器を使用して、その検査値を医療機関内での診断基準や治療基準として設定するなど、検査手法の確立に係る研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	主たる目的が検査手法の確立であっても、副次的に診断機器の性能の評価を行う場合など、実質的に医療機器の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。	(12) 未承認の診断機器を使用して、その検査値を医療機関内での診断基準や治療基準として設定するなど、検査手法の確立に係る研究	主たる目的が検査手法の確立であっても、副次的に診断機器の性能の評価を行う場合など、実質的に医療機器の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する。
(3-14) センチネルリンパ節同定用薬について、当該薬の対象臓器として承認されていない臓器に対して使	副次的であっても当該薬によるセンチネルリンパ節の同定に係る有効性の評価が行われる場合は、法に規定する臨床	(新設)	(新設)

<p>用し、当該臓器に係る病巣の切除を行う臨床研究において、当該切除に係る有効性及び安全性のみを評価対象とし、当該薬によるセンチネルリンパ節の同定に係る有効性の評価を行わないものは、法に規定する臨床研究に該当しない。</p>	<p><u>研究に該当する場合がある。</u></p>		
<p>(3-15) 国内で治療法のない疾患に対して、海外のみで承認されている医薬品（未承認・適応外薬）を診療の一環として使用し、その結果としての診療情報又は試料を利用する研究（患者申出療養として実施する場合を含む。）は、観察研究に該当することから、法に規定する臨床研究に該当しない。</p>		<p>(新設)</p>	

(参考)

臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集

(略語一覧)

「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

「Q & A」：臨床研究法の施行等に関する Q & A について（厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）※その 1：平成 30 年 3 月 13 日付け、
その 2：同年 4 月 9 日付け、その 3：同年 5 月 17 日付け

1. 法に規定する臨床研究のうち、特定臨床研究に該当する事例：特定リスト

事例	留意事項等
(1-1) 臨床研究を行う際に、国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける研究は、特定臨床研究に該当する。	当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第 32 条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第 33 条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 (QA その 1 問 3-4 参照)
(1-2) 被験薬は適応内使用かつ当該被験薬の医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けていないが、対照薬が適応外使用である又は対照薬の医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者から研究資金等の提供を受けている研究は、特定臨床研究に該当する。	(QA その 3 問 47-1 参照)
(1-3) 2 型糖尿病の効能・効果が承認されている経口血糖降下剤について、2 型糖尿病かつ心不全を有する患者を対象として、心不全の改善に係る有効性・安全性を評価しようとする研究は、承認を受けていない心不全に係る有効性・安全性を評価しようとするものであるため、特定臨床研究に該当する。	同剤を投与した 2 型糖尿病の患者を対象として、心血管イベントの発生率など、有効性・安全性を評価しようとする研究は、適用内の臨床研究になるため、製薬企業等からの資金提供がない場合には、特定臨床研究には該当しない。

2. 法に規定する臨床研究に該当する事例（特定臨床研究又は特定臨床研究以外の臨床研究）：臨床研究リスト

事例	留意事項等
(2-1) 医薬品を人に対して用いることにより、当該医薬品の薬物動態に係る評価を行う研究は、法に規定する臨床研究に該当する。	(QAその1問2-1参照)
(2-2) 人体への侵襲性が低いものの、医行為を伴い、医薬品等の有効性（性能を含む。）又は安全性を明らかにする研究は、法に規定する臨床研究に該当する。	(QAその1問2-3参照)
(2-3) 体外診断薬と医療機器が一体化している体外診断薬を人に対して用いる研究は、法に規定する臨床研究に該当する。	体外診断薬のみを用いる研究は法に規定する臨床研究に該当しないが、体外診断薬と医療機器とが一体化しているものを人に用いる研究は、該当する場合がある。 (QAその1問5参照)
(2-4) 腹痛等の症状（症状A）を效能・効果とする漢方薬について、症状Aを一つの症状とする過敏性腸症候群等の特定の疾病（疾患B）の患者を対象として、疾患Bに係る当該漢方薬の有効性・安全性を評価しようとする研究は、特定臨床研究には該当せず、法に規定する臨床研究に該当する。	

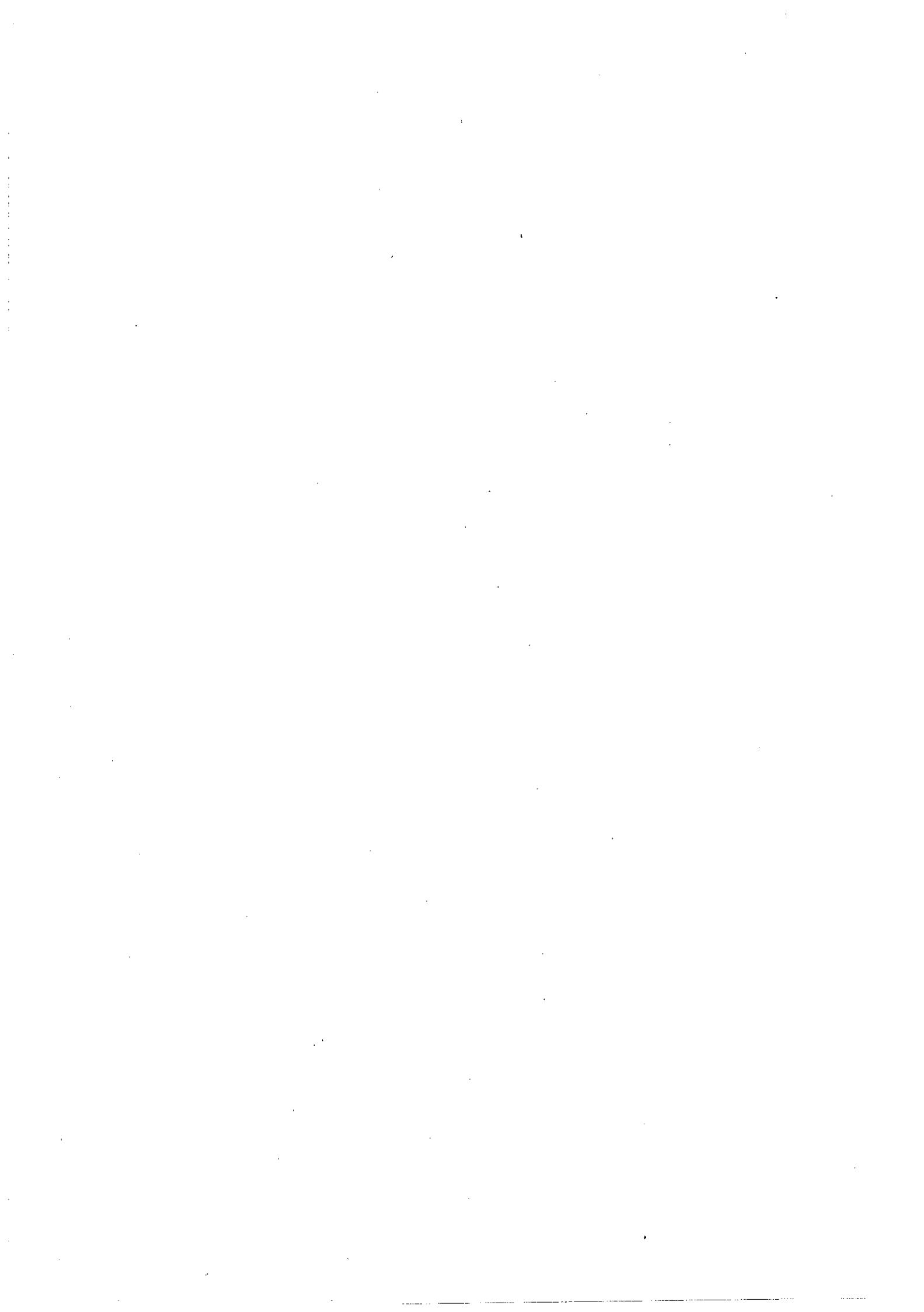
3. 法に規定する臨床研究に該当しない事例（観察研究等）：対象外リスト

事例	留意事項等
(3-1) 医療機器を用いて体温の計測のみを行う研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	このような研究であっても、患者の疾患該当性等について診断を行う場合は、医行為に該当するため、法に規定する臨床研究に該当する。
(3-2) 医療機器の性能の評価を伴わない手術や手技に関する研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(QAその1問2-4参照)
(3-3) 有効性や安全性の評価を目的とせず、医師又は患者から、い	(QAその1問2-5参照)

わゆる「医療機器の使用感」について意見を聞く調査は、法に規定する臨床研究に該当しない。	
(3-4) 医療機器であるマッサージチェアの心地良さのみに関する調査は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(QAその1問2~6参照)
(3-5) 有効性や安全性の評価を目的とせず、要指導医薬品又は一般用医薬品の使用者からその「使用感」(飲みやすさ、塗りやすさ等)について意見を聞く調査は、法に規定する臨床研究に該当しない。	(QAその2問30参照)
(3-6) 放射線治療装置について、研究に使用する装置を特定の医療機器（製品）に限定せず、その上で、承認された範囲内において、さらに詳細な使用方法（照射線量、照射回数等）の違いによる治療効果の違いを評価することを目的とした研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	承認条件として学会のガイドライン等が示されている場合には、当該ガイドラインにおいて規定される使用方法等の範囲内で使用される場合に限り、法に規定する臨床研究に該当しない。
(3-7) 医薬品を人に対して投与することにより、医薬品の有効性に影響を与える遺伝子変異を探索的に検討する臨床研究（治験の付随研究）など、いわゆるバイオマーカーの探索的な検討に係る研究は、医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとするものではないため、法に規定する臨床研究に該当しない。	主たる目的がバイオマーカーの探索であっても、副次的に医薬品の有効性・安全性の評価を行う場合など、実質的に医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。
(3-8) 医薬品の有効性を評価することを目的とした治験に付随して、別の研究として実施する臨床研究（治験の付隨研究）であって、当該治験の被験者から血液、組織等の検体を採取し、当該医薬品の有効性を評価しようとするものは、当該付隨研究中では、人に対して医薬品を用いていないため、法に規定する臨床研究に該当しない。	
(3-9) PET検査用放射性医薬品（承認の有無にかかわらない）を投与し、アルツハイマー型認知症にかかる画像検査を経年的に行うことにより、アルツハイマー型認知症の自然経過を観察す	主たる目的が病態解明であっても、副次的に医薬品の診断に係る性能の評価を行う場合など、実質的に医薬品の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当す

る研究など、疾病の病態解明に係る研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	る場合がある。
(3-10) 人に対して単に電極を装着して電位を測定するなど、医療機器を非侵襲的に人に対して使用し、その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定には使用せず、他の検査結果と数値の比較のみを行うなどにより当該医療機器の性能を評価する研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	当該医療機器の使用が、侵襲（軽微な侵襲を含む。）を伴う場合には、医行為に該当するため、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。
(3-11) 患者から血液、組織等の検体を採取し、又はCT等の画像検査を行い、その結果を独立した別の医療機器により測定・分析することにより、当該医療機器の性能を評価する研究は、その結果を研究の目的で診断や治療方針の決定に使用する場合を含めて、当該医療機器自体を直接患者に対して使用していないため、法に規定する臨床研究に該当しない。	画像撮影を行う医療機器と分析を行う医療機器が一体となっている場合など、実質的に評価の対象となる医療機器を患者に対して使用している場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。
(3-12) 手術中に、タブレット端末により患者の術野を撮影・表示し、組織や病巣の詳細な位置を重ねて描画することで術者へのナビゲーションを行うプログラム医療機器について、その手術の結果により当該プログラム医療機器の有効性を評価する研究は、当該プログラム医療機器を直接患者に対して使用していないため、法に規定する臨床研究に該当しない。	
(3-13) 未承認の診断機器を使用して、その検査値を医療機関での診断基準や治療基準として設定するなど、検査手法の確立に係る研究は、法に規定する臨床研究に該当しない。	主たる目的が検査手法の確立であっても、副次的に診断機器の性能の評価を行う場合など、実質的に医療機器の有効性・安全性を明らかにしようとする研究の場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。
(3-14) センチネルリンパ節同定用薬について、当該薬の対象臓器として承認されていない臓器に対して使用し、当該臓器に係る病巣の切除を行う臨床研究において、当該切除に係る有効性及び安全性のみを評価対象とし、当該薬によるセンチネルリンパ	副次的であっても当該薬によるセンチネルリンパ節の同定に係る有効性の評価が行われる場合は、法に規定する臨床研究に該当する場合がある。

節の同定に係る有効性の評価を行わないものは、法に規定する臨床研究に該当しない。	
(3-15) 国内で治療法のない疾患に対して、海外のみで承認されている医薬品（未承認・適応外薬）を診療の一環として使用し、その結果としての診療情報又は試料を利用する研究（患者申出療養として実施する場合を含む。）は観察研究に該当することから、法に規定する臨床研究に該当しない。	



研究計画書

機密情報に関する注意

本臨床研究計画書は機密情報であり、本臨床研究を実施する研究代表医師、研究責任医師、研究分担医師、研究協力者（SMOなど外部委託業者を含む）、本臨床研究に参加する研究実施医療機関、本臨床研究を審査する認定臨床研究審査委員会及び効果安全性評価委員会に対して提供されるものです。

本臨床研究計画書は、患者に対して本臨床研究の内容を説明する場合を除き、研究代表医師及び研究依頼者の文書による同意なしに、いかなる第三者にも開示し、又は本臨床研究の目的以外に利用することはできません。

がん（切除不能進行肺癌）模擬審査実施計画書



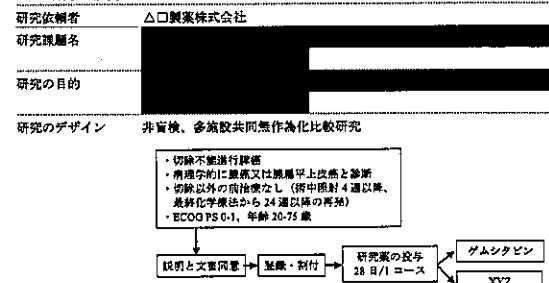
【特定臨床研究】

版数 1.0 版
作成年月日: 2018 年 12 月 21 日

改訂履歴:

版番号	作成年/月/日	改訂内容
第 1.0 版	2018/12/21	新規作成

1 研究の概要



研究薬 ゲムシタビン、XYZ
研究実施予定期間 研究全体の実施予定期間：厚生労働省によるデータ公表日～2024 年 3 月 31 日
登録予定期間：厚生労働省によるデータ公表日～2022 年 1 月 31 日

研究実施医療機関 全国 2 施設（予定）
• AB 大学病院
• CD 病院

目標研究対象者数 目標研究対象者数：500 例（1 群 250 例）
① ゲムシタビンの生存期間中央値（MST）を 7 ヶ月～7.5 ヶ月と想定した場合、副作用の発現率減少などの特性を考慮し、XYZ 群 MST は信頼区間下限が約 2 ヶ月短い時期まででは評価できると仮定する。これはハザード比でおよそ 1.33 に相当する。
② 登録期間 3 年、追跡期間 2 年とし、非劣性仮説を検証するにあたって有意水準を片側 0.025 とする。
③ ゲムシタビン群 MST 7.5 ヶ月、XYZ 群 MST を 8 ヶ月、非劣性の許容限界をハザード比 1.33 として検出力を 90%としたときに非劣性検証に必要な 1 群あたりの症例数は 211 例となる。約 5%の除外例を見込み 1 群あたり 250 例とすると、仮説検証についても 90%以上の検出力を確保できることから、2 群合わせて合計 500 例を目標研究対象者数として設定した。

対象患者 [対象患者]
選択基準、除外基準 切除不能進行肺癌患者

	<p>・その他、重大な研究計画書違反</p> <p>2) 安全性解析対象集団 本臨床研究に登録された研究対象者のうち、研究薬の投与が少なくとも1回以上なされた研究対象者からなる集団とする。</p>	<p>行う。割付群間の比較に用いる検定は、カイ²乗検定とする。</p> <p>4) QOL (EQ-5D) 解析値について群別、時点別の平均と標準誤差を時系列的に算出する。また、分散分析型の手法にて群間比較を行う。</p>
統計解析	<p>[背景、ベースライン値の特性] 各解析対象集団における研究対象者の背景データ及びベースラインの分布及び要約統計量を割付群毎に算出する。名義変数及び順序変数はカテゴリの頻度及び割合を割付群毎に、連続変数は要約統計量を割付群毎に算出する。名義変数はカイ²乗検定、順序変数は Wilcoxon の順位和検定、連続変数は t 検定を用いる。 【有効性的評価】 有効性評価項目の解析は、FAS を主たる解析対象集団とする。なお、別途 PFS でも同様の解析を行う。</p> <p>1) 全生存期間 (OS) ゲムシタビン群と XYZ 群の解析対象集団に対して、割付調整因子を層別因子とし、割付群のみを共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、割付群のハザード比の両側 97.5% 信頼区間を算出する。その信頼区間の上限値が 1.33 を下回ることを検証する。 各割付群について、累積生存割合、50% 生存期間、年次生存割合などの推定は Kaplan-Meier 法を用いて行う。50% 生存期間の両側 95% 信頼区間を Brookmeyer 和 Crowley の方法を用いて算出する。さらに、Greenwood の公式を用いて累積生存割合などの両側 95% 信頼区間を求める。治療効果の推定値として、割付調整因子と割付群を共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、ハザード比とその両側 95% 信頼区間を算出する。</p> <p>2) 無増悪生存期間 (PFS) 累積無増悪生存割合、50% 無増悪生存期間、年次無増悪生存割合などの推定は Kaplan-Meier 法を用いて行う。50% 無増悪生存期間の両側 95% 信頼区間を Brookmeyer 和 Crowley の方法を用いて算出する。さらに、Greenwood の公式を用いて累積無増悪生存割合などの両側 95% 信頼区間を求める。割付調整因子と割付群を共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、ハザード比とその両側 95% 信頼区間を算出する。</p> <p>3) 療効率 (RR) 測定可能病変を有する研究対象者に対し、奏効率及びその両側 95% 信頼区間を割付群毎に算出する。さらに、奏効率の割付群間差及びその 95% 信頼区間も算出する。割付群毎に、最高総合評価の頻度集計を</p>	

2 目次	
1 研究の概要	2
2 日次	9
3 地図、用語一覧	14
4 研究課題名	16
5 臨床研究の実施体制	16
5.1 研究代表医師	16
5.2 研究依頼者、研究・開発計画支援担当者	16
5.3 共同機関の研究責任医師	16
5.4 研究事務局、調整管理実務担当者	17
5.5 データマネジメント責任者	17
5.6 統計解析責任者	17
5.7 監査責任者	17
5.8 モニタリング責任者	18
5.9 効果安全性評価委員会委員長	18
6 臨床研究の背景	18
6.1 脾癌	18
6.2 脾癌の罹患率及び死亡率	19
6.3 脾癌の危険因子	19
6.3.1 脾癌の危険因子：腫瘍家族歴	19
6.3.2 脾癌の危険因子：糖尿病	19
6.3.3 脾癌の危険因子：糖尿病	19
6.3.4 脾癌の危険因子：糖尿病	20
6.3.5 脾癌の危険因子：大量飲酒	20
6.4 脾癌の分類	20
6.5 脾癌初期の自覚症状及び早期診断	20
6.6 脾癌患者の生存期間を延長するための治療	20
6.7 脾臓に対する化学療法	21
6.7.1 ゲムシタビン療法：標準治療	21
6.7.2 XYZ 療法	21
6.7.3 本臨床研究の計画及びデザイン	22
6.7.4 本臨床研究における治療	22
6.7.5 対象集団の設定	22
6.7.6 研究対象者に生じる利益及びリスク	22
6.7.6.1 利益	22
6.7.6.2 リスク	23
6.8 評価項目	23

6.9 臨床的仮説	23
6.10 症例数設定の根拠	24
7 臨床研究の目的	24
8 臨床研究の内容に関する事項	25
8.1 研究デザイン	25
8.2 研究のアウトライン	26
8.3 目標研究対象者数及び設定根拠	26
9 研究対象者の選択及び除外並びに臨床研究の中止に関する基準	27
9.1 研究対象者の登録及び割付	27
9.2 選択基準	27
9.3 除外基準	28
10 臨床研究の対象者に対する治療に関する事項	29
10.1 研究候補者の選出及び文書による同意取得の方法	29
10.2 研究薬の処方・投与	30
10.3 研究薬の概要	38
10.4 調査・観察	43
10.4.1 スケジュールと観察・検査項目	43
10.4.2 本臨床研究において収集する検査、観察、調査項目	44
10.4.2.1 登録前の検査、観察、調査項目	44
10.4.2.2 研究実施と中止時の検査、観察、調査項目	44
10.4.2.3 研究実施と中止時の検査、観察、調査項目	45
10.4.2.4 追跡期間中の検査、観察、調査項目	46
10.5 併用治療案及び併用療法	46
10.5.1 併用禁止症、併用禁止療法	46
10.5.2 併用制限症、併用制限療法	46
10.6 研究終了後の対応	47
11 有効性的評価に関する事項	48
11.1 有効性評価指標の判定	48
11.2 有効性評価指標に関する評価、記録及び解析の方法並びにそれらの実施時期	48
12 安全性の評価に関する事項	51
12.1 安全性管理体制	51
12.2 安全性評価指標	52
12.3 有害事象の定義	52
12.4 重篤な有害事象の定義	52
12.5 予測できない重篤な有害事象の定義	52
12.6 副作用の定義	52

12.7 安全性評価指標に関する評価、記録、解析の方法並びに実施時期	52
12.8 病床等の定義	54
12.9 疾病等の情報収集、記録及び報告に関する手順	54
12.10 疾病等発生後の研究対象者の継続期間	56
12.11 効果安全性評価委員会	56
13 統計的な解析に関する事項	57
13.1 統計解析の時期	57
13.2 有効性解析対象集団	57
13.3 安全性解析対象集団	57
13.4 データ及び症例の取り扱い	57
13.5 統計解析計画	57
13.5.1 背景、ベースライン値の特性	58
13.5.2 有効性的評価	58
13.5.3 安全性的評価	59
14 原資料等の開示に関する事項	59
15 品質管理及び品質保証に関する事項	69
15.1 モニタリング	59
15.2 原資料	59
15.3 監査	59
16 倫理的な配慮に関する事項	60
16.1 研究対象者に生じる利益	60
16.2 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク	60
16.3 研究案で予測される副作用	60
16.3.1 重大な副作用	61
16.3.2 その他の副作用	61
17 記録（データを含む）、試料の取扱い及び保存に関する事項	62
17.1 記録の作成	62
17.2 データの二次利用	63
17.3 記録の保管	63
17.4 記録、試料の保管期間・場所	63
17.5 記録、試料の廃棄方法	63
17.6 記録、試料の提供方法	64
17.7 他機関への記録、試料の提供	64
17.8 記録、試料の授受に関する記録	64
18 臨床研究の実施に係る会社の支払いに及び補償に関する事項	64
18.1 研究対象者の費用負担	64
18.2 补償	64

19 臨床研究に関する情報の公表に関する事項	65
19.1 研究計画の登録	65
19.2 研究結果の公表	65
19.3 研究対象者に対する開示	65
20 臨床研究の実施期間	65
21 研究対象者に対する説明及び同意	65
21.1 インフォームド・コンセントの手順	65
21.2 代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合	66
21.3 研究対象者の意思に影響を与える情報が得られた場合	66
21.4 同意撤回時の対応	66
21.5 説明事項	66
22 利益相反に関する事項	67
22.1 資金供給者	67
22.2 利益相反の管理	67
23 知的財産権	68
24 個人情報等の取扱い	68
24.1 個人情報の取扱い	68
24.2 匿名化の方法	68
25 研究計画書の遵守及び変更	68
25.1 研究計画及び研究計画書の作成から研究開始	68
25.2 研究計画書の遵守	69
25.3 研究計画書の変更、改訂	69
25.4 不適合の管理	69
26 中止基準	69
26.1 研究対象者毎の中止基準	69
26.2 研究全体の中止・中断基準	70
27 データ収集及びデータマネジメント	71
27.1 データ収集	71
27.2 症例報告書（EDC）作成及び作成における記入上の注意	71
27.3 データマネジメント	72
28 研究対象者からの相談等への対応	72
29 臨床研究法等の順守	72
30 定期報告	72
30.1 定期報告事項及び時期	72
30.2 厚生労働大臣への報告	73
31 研究の終了	73
32 業務の委託	73

32.1 業務内容	73
32.2 監督方法	73
33 参考文献	74

3 略号、用語一覧

ASCO	American Society of Clinical Oncology	米国臨床腫瘍学会
ALT	Alanine amino Transferase	アラニンアミノトランスフェラーゼ
AST	Aspartate amino Transferase	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ
CR	Complete response	完全奏効
CRB	Certified Review Board	認定臨床研究審査委員会
CT	Computed tomography scanning	コンピュータ断層撮影
CTCAE	Common Terminology Criteria for Adverse Events v5.0	有害事象 共通用語規範 第5版
DNA	deoxyribonucleic acid	デオキシリボ核酸
EDC	Electronic Data Capture	電子的データ収集システム
5-FU	5-Fluorouracil	フルオロウラシル
FAS	full analysis set	最大の解析対象集団
FDR	Fixed dose rate infusion	定速静注法
G-CSF	Granulocyte colony-stimulating factor	顆粒球コロニー刺激因子
IR/SD	Incomplete response/stable disease	不完全奏効/安定
JCOG/JSC	Japan Clinical Oncology Group/Japan Society of Clinical Oncology	日本臨床腫瘍研究グループ/日本癌治療学会
JRCT	japan registry of clinical trials	臨床試験登録データベース
MRI	Magnetic Resonance Imaging	磁気共鳴画像診断
MST	Median Survival Time	生存期間中央値
NE	Not Evaluable	評価不能
ORR	Objective response rate	奏効率
OS	Overall survival	全生存期間
PD	Progressive disease	進行
PFS	Progression-free Survival	無増悪生存期間
PMDA	Pharmaceuticals and Medical Devices Agency	医薬品医療機器総合機構
PPS	per protocol set	研究計画書に適合した対象集団
PS	Performance Status (Eastern Cooperative Oncology Group)	一般状態
RECIST	Response Evaluation Criteria in Solid Tumors	固形がんの治療効果判定のためのガイドライン
QOL	Quality of life	生活の質
PR	Partial response	部分奏効
RR	Response rate	奏効率

SD	Stable disease	安定
TTP	Time to progression	無増悪期間
X-P	X-ray photograph	X 線写真
γ-GTP	γ-Glutamyl Trans Peptidase	γグルタミルトランスペプチダーゼ

4 研究課題名

5 臨床研究の実施体制

本臨床研究は、以下の組織により実施、運営される。

5.1 研究代表医師

AB 大学病院 消化器内科 教授

山田 太郎

【役割及び責任】

所属する研究実施医療機関における本臨床研究に係る業務を統括する。また、本臨床研究を実施する全ての研究実施医療機関の研究責任医師を代表し、研究全体が適正に実施されるように業務委託機関を指示・監督する。

【連絡・問い合わせ先】

AB 大学病院 消化器内科

住所：東京都新宿区

電話：03-6901-XXXX

5.2 研究依頼者、研究・開発計画支援担当者

△口製薬株式会社

事業本部 部長 市川 博

東京都八王子市

TEL：042-648-XXXX

【役割及び責任】

研究の実施計画を策定し、本臨床研究の実施に関する資金提供を行う。

5.3 共同機関の研究責任医師

CD 病院 内科 部長

弟木 一郎

東京都中央区

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

本臨床研究の実施に際し、所属する研究実施医療機関における本臨床研究に係る業務を統括する。

5.4 研究事務局、調整管理業務担当者

株式会社△△

事業推進部 部長 影山 重

東京都新宿区西新宿

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

研究代表医師の指示のもと、本臨床研究における全ての業務の管理及び運営を行う。

5.5 データマネジメント責任者

株式会社△△

データサイエンス部 部長 小川 新

東京都新宿区西新宿

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

別途定める「データマネジメント計画書」に従い、データマネジメント業務を行う。

5.6 統計解析責任者

株式会社△△

データサイエンス部 次長 佐井 良

東京都新宿区西新宿

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

別途定める「統計解析計画書」に従い、解析業務を行う。

5.7 監査責任者

株式会社△△

監査室 藤原 明

東京都新宿区西新宿

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

別途定める「監査手順書」に従って監査を実施し、本臨床研究が研究計画書、業務手順書、適応される規制要件に従って実施、記録及び報告されていることを、本臨床研究の関係者から独立した立場で検証する。

5.8 モニタリング責任者

株式会社△△

事業推進部 部長 影山 重

東京都新宿区西新宿

TEL：03-6901-XXXX

【役割及び責任】

別途定める「モニタリング手順書」に従ってモニタリングを実施し、本臨床研究が研究計画書、業務手順書、適応される規制要件に従って実施、記録及び報告されていることを確認する。

5.9 効果安全性評価委員会委員長

EF 大学付属病院 慢性内科 教授

佐藤 実佳

【役割及び責任】

本臨床研究の実施関係者から独立して効果安全性評価委員会を開催し、本臨床研究の進捗、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを通じて評価する。

【連絡・問い合わせ先】

EF 大学附属病院 慢性内科

住所：大阪府大阪市

電話：06-6100-XXXX

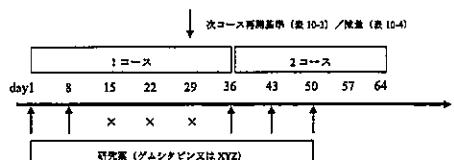
6 臨床研究の背景

6.1 腎臓

腎臓は腎の後部に位置している長さ15cm前後の細長い臓器であり、幅5cm厚さ2cm程度の脾頭部（頭部）、脾体部、脾尾部（尾部）の3部位に分けられる。脾頭部は十二指腸、粗管、門脈、下大静脈に、脾体部は脾動静脉、胃・大動脈に、脾尾部は脾臟、腎臓、大腸に隣接している。脾臓全体では、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆嚢、脾臓などの他の臓器に囲まれている。

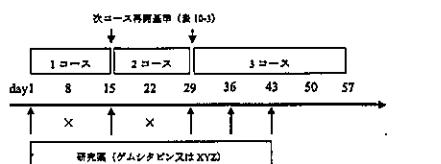
脾臓は血流及び神経分布が豊富であり、外分泌機能（アミラーゼ、リバーゼ、トリプシンogenを含んだ脾液の产生）及び内分泌機能（血糖の調節に必要なインスリン、グルカゴンなどホルモンの产生）がある。内分泌機能は、脾臓中に点在するランゲルハンス島が多い。脾液は脾体部に網目状にめぐらされている脾管を通して十二指腸に分泌される。

例5: day15、22、29は白血球減少 (Grade 3) 継続、day36に回復

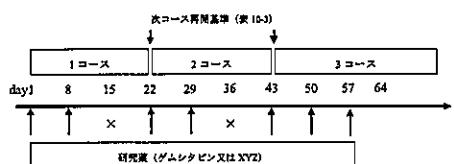


・2コース連続で標準スケジュール（4週1コース、3週間投与1週休薬）通りに研究薬投与が出来なかった場合でも、次コースは可能な限り標準スケジュールに従う。

例6: day8は白血球減少 (Grade 3) で投与せず、day15に回復
day22は白血球減少 (Grade 3) で投与せず、day29に回復



例7: day15は白血球減少 (Grade 3) で投与せず、day22に回復
day36の白血球減少 (Grade 3) で投与せず、day43に回復



4) 減量基準

- 「表10-4 研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）の減量基準」に該当する有害事象を認めた研究対象者に対して、次コースの研究薬を投与する場合は、「表10-5 研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）減量方法」に従って研究薬を減量しなければならない。
- 研究薬減量後の再増量は行わない。
- 研究薬の減量は、2段階（1回の減量につき1段階）までとする。

表10-4 研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）の減量基準

項目	減量基準
白血球数	1,000/mm ³ 未満 (Grade 4) ※
好中球数	500/mm ³ 未満 (Grade 4) ※
弛張性好中球減少 (Febrile neutropenia)	Grade 3-4の好中球減少を伴う感染 (38.5°C以上の発熱を伴う) が実現
Grade 3-4の好中球減少を伴う感染 (Infection with G3 or G4 neutrophiles)	Grade 3-4の好中球減少を伴う感染 (臨床的又は微生物学的に確認) が実現
血小板数	25,000/mm ³ 未満 (Grade 4) 血小板輸血を行ったGrade 3の血小板減少
皮疹	Grade 3以上
研究薬の未投与	研究薬又はとの因果関係が否定できない有害事象により、2週連続して研究薬を投与できなかつた場合※

※ Grade 4の白血球減少、好中球減少、研究薬の未投与は、研究責任（分担）医師の判断により次コースを減量しなくても可とする。

・上記以外の有害事象に関しては、研究責任（分担）医師の判断により研究薬減量を可とするが、その際も研究薬減量は2段階までとする。

表10-5 研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）減量方法

初回投与量	減量レベル	
	-1	-2
1,000mg/m ²	800mg/m ²	600mg/m ²

5) 研究薬投与の中止基準

以下の基準に該当した場合、研究責任（分担）医師は研究薬投与を中止する。

- ① 原疾患の悪化が認められ、研究責任（分担）医師が研究薬投与を中止が必要を判断した場合
- ② 研究薬を最低段階まで減量しても、「表10-4 研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）の減量基準」に該当する有害事象が継続又は新たに発現し、かつ研究責任（分担）医師が研究薬投与を中止が必要と判断した場合
- ③ 研究薬投与の継続が困難な有害事象が発現した場合
- ④ 本臨床研究の研究対象者として除外すべき事項が登録後に判明した場合
- ⑤ 登録日から28日を超えて1コース目の研究薬投与を開始できなかつた場合（登録翌日を1日目としてカウントする。登録日の4週間後の同じ曜日の研究薬投与は可とする。）
- ⑥ 2コース目以降において、前コースの研究薬最終投与日から28日を超えても次コースの研究薬投与を開始できなかつた場合（前コースの研究薬最終投与翌日を1日目とする。前コースの研究薬最終投与日の4週間後の同じ曜日の投与は可とする。）
- ⑦ 研究対象者からの中止の申し出があつた場合
- ⑧ 研究対象者の転居、転院、多忙などにより、継続的な診療が困難となった場合
- ⑨ その他、研究責任（分担）医師が研究薬投与中止を必要と認めた場合

なお、研究薬投与が中止された場合の「中止日」は、中止の理由となる事象が発現した日ではなく、研究責任（分担）医師が中止を判断した日とする。

[治療変更基準]

本臨床研究において、治療（研究薬投与）変更基準には以下の用語を用いる。

延期：コース開始及び研究薬投与を標準スケジュールより遅らせること。

休薬：コース内で治療の再開がある研究薬投与の一時的な中断。

休止：コース内で治療の再開は行わず、次コースとして開始する一時的な中断。（当該コース終了）

中止：研究薬での治療の途中終了。再開の可能性はないもの。

10.3 研究薬の概要

本臨床研究で使用する研究薬（ゲムシタピン及びXYZ）の概要是以下のとおりである。

<研究薬（ゲムシタピン）の概要>

製造元	○×製薬株式会社
研究薬名（一般名）	ゲムシタピン
薬効分類	代謝活性性抗腫瘍剤
規制区分	製剤：劇薬、处方箇定医薬品 有効成分：劇薬
剤形	凍結乾燥剤（注射剤）
規格・含量	1バイアル中のゲムシタピン塩酸塩含有量 200mg バイアル : 228mg (ゲムシタピンとして 200mg) 1g バイアル : 1140mg (ゲムシタピンとして 1000mg)
貯法	室温保存
使用期限	3年（外箱及びラベルに表示）
効能・効果	非小細胞肺癌、膀胱癌、胆道癌、尿路上皮癌、手術不能又は再発乳癌、がん化学療法後に増悪した肺巣癌、再発又は再発性の悪性リンパ腫
作用機序	ゲムシタピンはスクレオチド能動輸送体を介して細胞内に入る。細胞内では、ゲムシタピンはデオキシンシテジンキナーゼによってリボ核酸化され、ジフルオロデオキシシテジンリノ酸 (dFdCMP) になる。さらに、その後、ジフルオロシテジンリノ酸と三リノ酸 (dFdCDPとdFdCTP) に変換される。全体的にはDNAへの同化や影響はシタラビンに似ている。 しかし、抑制の反応速度、作用部位、DNAへの取込み様式、さらには臨床活性のスペクトルがシタラビンと異なる。シタラビンとは違い、ゲムシタピンの細胞毒性は細胞周期のS期に限定されず、G0/G1期にも対数増殖期にある細胞にも等しく効果を示す。悪性はDNA合成に対するいくつかの効果が重なった結果生じていると思われる。dFdCTPはdCTPと競合して、DNAポリメラーゼの活性を弱く阻害する。 dFdCDPはdUMPスクレオチド還元酵素を強力に阻害し、DNA合成に必須なデオキシスクレオチドを枯渇させる。dFdCTPはDNAに取り込まれ、さらにもう一度基、スクレオチド

- は4週間ごとにHBV-DNA定量を実施する。研究薬投与終了後も原則として12か月以上継続する。
- 2) 抗生剤：
発熱性好中球減少が認められた場合及びその他の感染症に対して、症状に応じて適宜使用し、症状の悪化を予防する。
 - 3) G-CSF（サイトカイン製剤）：
好中球減少などが認められた場合、保険適応内で適切に使用し、研究対象者の安全を確保する。
 - 4) SHT₃拮抗剤、ステロイド：悪心・嘔吐の症候を目的とした予防的投与は可とする。
 - 5) ステロイド：皮疹やアレルギー反応に対する投与及び予防的投与は可とする。
 - 6) オビオド製剤（モルヒネ、フェンタニルパッチなど）：
癌疼痛の緩和を目的とした使用は可とする。
 - 7) 合併症及び有害事象の対症療法を目的とした薬剤：使用は可とする。

10.6 研究終了後の対応

研究対象者毎に症状が異なること、本臨床研究は一般臨床に近い現象を収集する目的があることから、後治療に関する規定は設けない。本臨床研究が終了した後、研究実施医機関は各研究対象者の状況を概観しながら最も適切と考える医療を提供する。

研究薬の効果が認められている研究対象者には、本臨床研究期間中に投与された研究薬（ゲムシタビン又はXYZ）と同じ治療薬を保険診療として継続することを可とする。

ゲムシタビンは、基礎検査において濃度依存的に放射線照射効果を増強し、放射線感受性増加が認められたことなどから、胸部放射線照射と併用禁忌、腹部放射線照射は併用注意である。そのため、後治療として放射線照射を検討する場合は、研究薬最終投与日から放射線照射日までに十分な日数を設けるよう留意する。

ゲムシタビンは、他の抗腫瘍剤及び放射線照射と併用した場合、骨髓抑制剤等の相加・相乗作用があるため併用注意とされている。そのため、後治療として放射線照射を検討する場合は、研究薬最終投与日から放射線照射日までに十分な日数を設けるよう留意する。

また、後治療の抗腫瘍剤を選択する際、研究対象者の症状を観察するとともに、血液学的検査など必要な臨床検査を実施したうえで決定するよう留意する。

なお、登録以前のHBV検査によりHBs抗原陽性と判明し、研究薬（ゲムシタビン療法又はXYZ療法）投与開始1週間以上前から予防投与なし、核酸アナログを投与している研究対象者においては研究薬投与終了後も原則として12か月以上継続する。

47

11 有効性の評価に関する事項

11.1 有効性評価指標の特定

- 1) 主要評価項目
全生存期間（OS）

2) 副次評価項目

- ① 無増悪生存期間（PFS）
- ② 療効率（RR）
- ③ QOL（EQ-5D）

11.2 有効性評価指標に関する評価、記録及び解析の方法並びにそれらの実施時期

1) 生存期間（Overall Survival）

登録日を起算日として、あらゆる原因による死亡日まで生存期間とする。最終追跡調査時の生存者は、最終生存確認日をもって打ち切りとする。

追跡不能な研究対象者においては、生存が確認された最終日をもって打ち切りとする。

2) 増悪（Progression）

無増悪生存期間のイベントとしての「増悪（Progression）」には、RECIST (Response Evaluation Criteria in Solid Tumors) ガイドラインによる画像上のPD (Progressive Disease : 進行) と、RECISTガイドラインによらない原病巣の悪化と新病巣の出現（臨床診断による明らかな増悪診断）の両者を含み、いずれか早い方をもって増悪判定日とする。

最初に画像診断により増悪が診断された場合、増悪の確定診断が得られた画像検査の検査日をもって増悪判定日とする。

最初に臨床症状から増悪と判断した場合、その後に画像検査を行ったとしても、最初に増悪と判断した日をもって増悪判定日とする。

3) 腫瘍縮小効果

全登録例のうち、以下を満たす測定可能病変を有する症例について、RECISTガイドラインに従い腫瘍縮小効果を評価し、奏効率を算出する。

① 測定可能病変の定義

以下のいずれかに該当する病変を「測定可能病変」とする。なお、隕原発巣も研究責任（担当）医師が、測定可能であると判断した場合は測定可能病変として扱う。

(ア) CTXとMRIにおけるスライス厚の2倍以上の最大径をもつ病変。例えば、5mmスライスCT（ヘリカルCT）やMRIの場合では、最大径10mm以上の病変。ただし、長径10mm未満の小病変は、スライス厚に問わらず測定可能病変とはしない。

48

い場合

長径和の縮小率 = (治療前の長径和 - 評価時の長径和) / (治療前の長径和) × 100%
長径和の増大率 = (評価時の長径和 - 最小の長径和) / (最小の長径和) × 100%

【非標的病変の効果判定】

1) CR (Complete Response)

全ての非標的病変が消失し、腫瘍マーカーが全て研究実施医機関の基準値上限以下となった場合

2) IR/SD (Incomplete Response / Stable Disease)

1つ以上の非標的病変が消失しないか、腫瘍マーカーのいずれかが研究実施医機関基準値上限を超える場合

3) PD (Progressive Disease)

非標的病変が明らかに増大（再発を含む）した場合

4) NE (Not Evaluable)

何らかの理由で検査が行えない場合、又はCR、IR/SD、PDいずれとも判定できない場合

【総合効果】

総合効果は、標的病変の効果と非標的病変の効果の組み合わせから、以下の表に従って判定する。ただし、標的病変、非標的病変のいずれかでもNEの場合は、総合効果はNEとなる。なお、本臨床研究では、腫瘍縮小効果の総合効果の判定には4週間の持続期間によるCR、PRの確定は不要である。

標的病変	非標的病変	新病変	総合効果
CR	CR	No	CR
CR	IR/SD	No	PR
PR	Non-PD	No	PR
SD	Non-PD	No	SD
PD	Any	Yes or No	PD
Any	Any	Yes or No	PD
Any	PD	Yes	PD

【最高総合効果】

総合効果は、CR>PR>SD>PD>NEの順に良好であるとし、全ての効果判定から以下

【標的病変の効果判定】

- 1) CR (Complete Response)
全ての標的病変が腫瘍による二次的変化を含めて消失した場合
- 2) PR (Partial Response)
標的病変の長径和が、治療開始前の長径和に比し30%以上小さくなった場合
- 3) SD (Stable Disease)
PRに相当する腫瘍縮小やPDに該当する腫瘍増大を認めない場合
- 4) PD (Progressive Disease)
標的病変の長径和が、それまでの最も小さい長径和に比して、20%以上大きくなつた場合。ただし、長径和の絶対値が10mm以下ならば長径和が20%以上増大した場合もPDとしない
- 5) NE (Not Evaluable)
何らかの理由で検査が行えない場合、又はCR、PR、SD、PDいずれとも判定できな

49

50

- に基づき、疾患等が消失しないと考えられる場合、研究責任（分担）医師は研究対象者に十分に説明し、当該研究対象者の研究を終了とする。
- 2) 疾患等が発生した場合、研究責任医師は、次のとおり対応する。
 - ① 当該疾病について、速やかに研究実施医療機関の管理者に文書にて報告する。
 - ② 当該疾病について、速やかに研究代表医師に報告する。
 - ③ 当該研究実施医療機関の本研究臨床研究に従事する者に、当該疾病等の発生について周知する。
 - 3) 研究責任医師から当該疾患等について報告をうけた場合、研究代表医師は、次のとおり対応する。
 - ① 速やかに研究実施医療機関の管理者に文書にて報告する。
研究実施医療機関の管理者は、CRB に文書にて当該疾患等について報告する。
CRB は当該疾患等について審査し、必要がある場合は原因不明又は再発防止のために講るべき措置について意見を述べる。
研究代表医師は、研究実施医療機関の管理者を通じて CRB から意見を入手した場合、速やかに対応する。
 - ② 速やかに他の研究実施医療機関の研究責任医師に情報提供する。情報提供をうけた研究責任医師は、各自の研究実施医療機関における本研究臨床研究に従事する者に当該疾患等の発生について周知する。
 - ③ 当該疾患について、報告期間内に厚生労働省（PMDA）に報告する。
(1) 当該疾患等の報告内容は PMDA により調査され、PMDA から厚生労働大臣へ報告される。当該医療機関について PMDA から緊急照会を受けた場合、研究責任医師・研究実施医療機関の管理者に報告し、協議のうえ速やかに対応する。
 - (2) 厚生労働大臣より、立入検査・報告収集、改善命令、研究の停止命令、緊急命令の通知を受けた場合、研究責任医師・研究実施医療機関の管理者に報告し、協議のうえ速やかに対応する。
 - 4) 研究に従事する者は、研究責任医師の指示に従って、速やかに EDC システムに当該疾患等について入力する。研究責任医師は、入力内容を確認する。
 - 5) 効果安全性評価委員会は、別途定める「効果安全性評価委員会手順書」に従って、本臨床研究における疾患等の情報を含む有効性及び安全性情報を入手し、本臨床研究の継続の是非について審査する。審査の結果、必要に応じて研究計画書の改訂、研究全体の中止などを研究代表医師へ勧告する。
 - 6) 報告対象となる疾患等及び報告期限
 ① 死亡（感染症によるものを除く）の発生のうち、本臨床研究の実施によると疑われるもの
 <PMDA・研究実施医療機関の管理者・CRB への報告期限> 15 日
 ② 以下の疾患等（感染症を除く）の発生のうち、本臨床研究の実施によると疑われるものであり、かつ、研究実施した医薬品の抵当文書又は容難若しくは被包に記載さ

55

れた使用上の注意から予測することができないもの、又は研究薬の使用上の注意などから予測することができるものであって、その発生傾向を予測することができないもの。若しくはその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すもの
 <PMDA・研究実施医療機関の管理者・CRB への報告期限> 15 日
 (ア) 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要
 (イ) 障害
 (ウ) 死又は障害につながるおそれのある疾患等
 (エ) 死又は(ア)から(ウ)までに掲げる疾患等に準じて重篤である疾患等
 (オ) 後世代における先天性的疾患又は異常
 ③ 本臨床研究の実施によると疑われる感染症による疾患等の発生のうち、研究薬の使用上の注意から予測することができないもの
 <PMDA・研究実施医療機関の管理者・CRB への報告期限> 15 日
 ④ 本臨床研究の実施によると疑われる感染症による死又は上記③の(ア)から(オ)までに掲げる疾患等の発生（上記③に係るもの）を除く
 <PMDA・研究実施医療機関の管理者・CRB への報告期限> 15 日
 ⑤ 上記③の(ア)から(オ)までに掲げる疾患等の発生のうち、本臨床研究の実施によると疑われるもの（上記③に掲げるものを除く）
 <PMDA・研究実施医療機関の管理者・CRB への報告期限> 30 日
 ⑥ 本臨床研究の実施に起因すると疑われる疾患等の発生（上記③から⑤に掲げるものを全て除いたもの）
 <CRB への報告期限> CRB の定期報告時

12.10 疾病等発生後の研究対象者の観察期間

有害事象と同様に、研究薬最終投与日の 2 週間後まで疾患等の追跡調査を継続する。疾病等が継続している研究対象者は、研究薬最終投与日の 3 週以降も可能な限り疾患等が回復するまで追跡調査を継続する。
 ただし研究対象者の転居、転院、多忙などにより通院できない、疾病等が回復したが後遺症がある、疾患等が慢性化し回復が見込めないなど、研究責任（分担）医師が追跡調査の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

12.11 効果安全性評価委員会

効果安全性評価委員会委員長は、本臨床研究の領域における研究歴や業績、類似薬の開発経験、本臨床研究の実施関係者（研究責任者など本臨床研究に従事する者、研究依頼者、CRB 委員、研究実施医療機関の管理者など）との独立性を確保できることなどを条件に、効果安全性評価委員会委員を選任する。

本臨床研究の実施関係者から独立して効果安全性評価委員会を開催し、本臨床研究の進

56

- 歩、以下のような安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適切な間隔で評価する。
- ① 研究対象者の十分な安全性を確保すること
 - ② 研究対象への不利益な治療を継続しないこと
 - ③ 研究の途中で十分な有効性評価が得られた場合には早期に研究全体を終了するなど、研究の適正な実施と研究対象への負担を可能な限り軽減すること

13 統計的分析に関する事項

13.1 統計解析の時期

本臨床研究の最終研究参加者の最終データ収集終了日から 1 年以内に主要評価項目報告書を作成する必要がある（「19.2 研究結果の公表」参照）。そのため統計解析は、データ固定（「13.5 統計解析計画」参照）から速やかに、最終研究参加者の最終データ収集終了日から 6 ヶ月後までを目途に実施する。

13.2 有効性解析対象集団

1) 最大の解析対象集団（PAS）

本臨床研究に登録された研究対象者のうち、研究薬を割り付けられた研究対象者からなる集団とする。

2) 研究計画書に適合した対象集団（PPS）

PAS のうち、以下の違反に該当する研究対象者を除いた集団を PPS とする。

- ・選択基準違反
- ・除外基準違反
- ・その他、重大な研究計画書違反

13.3 安全性解析対象集団

本臨床研究に登録された研究対象者のうち、少なくとも 1 回以上研究薬を投与された研究対象者からなる集団とする。

13.4 データ及び症例の取り扱い

データ及び症例の取り扱いは、症例検討会にて協議の上でデータ固定を行い、その記録を作成する。

13.5 統計解析計画

統計解析の概要を以下に示す。詳細な解析方法及び以下に記載のない解析項目は、別途作成される「統計解析計画書」に従う。なお、統計解析はデータ固定後に速やかに実施する。

13.5.1 背景、ベースライン値の特性

各解析対象集団における研究対象者の背景及びベースラインデータの分布及び要約統計量（例数、平均値、標準偏差、最小値、最大値）を割付群毎に算出する。名義変数及び順序変数は、カテゴリの頻度及び割合を割付群毎に算出する。連続変数は、要約統計量を割付群毎に算出する。名義変数はカイ 2 乗検定、順序変数は Wilcoxon の順位と検定、連続変数は t 検定を用いる。

13.5.2 有効性の評価

有効性評価項目の解析は、PAS を主たる解析対象集団とする。なお、別途 PPS でも同様の解析を行う。

1) 全生存期間（OS）

ゲムシタビン群と XYZ 群の解析対象集団に対して、割付調整因子を層別因子とし、割付群のみを共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、割付群のハザード比の両側 97.5% 信頼区間を算出する。その信頼区間に上限値が 1.33 を下回ることを検証する。

各割付群について、累積生存割合、50% 生存期間、年次生存割合等の推定は Kaplan-Meier 法を用いて行う。50% 生存期間の両側 95% 信頼区間を Brookmeyer 和 Crowley の方法を用いて算出する。さらに、Greenwood の公式を用いて累積生存割合等の両側 95% 信頼区間を求める。治療効果の推定値として、割付調整因子と割付群を共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、ハザード比とその両側 95% 信頼区間を算出する。

2) 無増悪生存期間（PFS）

累積無増悪生存割合、50% 無増悪生存期間、年次無増悪生存割合などの推定は Kaplan-Meier 法を用いて行う。50% 無増悪生存期間の両側 95% 信頼区間を Brookmeyer 和 Crowley の方法を用いて算出する。さらに、Greenwood の公式を用いて累積無増悪生存割合などの両側 95% 信頼区間を求める。割付調整因子と割付群を共変量として含めた Cox 比例ハザードモデルをあてはめ、ハザード比とその両側 95% 信頼区間を算出する。

3) 美効率（RR）

測定可能対象を有する研究対象者に対し、美効率及びその両側 95% 信頼区間を割付群毎に算出する。さらに、美効率の割付群間差及びその 95% 信頼区間も算出する。割付群毎に、累積総合評価の頻度集計を行う。割付群間の比較に用いる検定は、カイ 2 乗検定とする。

57

58

17.2 データの二次利用

本臨床研究にて収集されたデータは、本臨床研究の主たる結論が得られた後も、公益に資する割合には積極的に利用すべきである。

本臨床研究の副次的解析が必要な場合、本臨床研究と連動して別の臨床試験を実施する場合、他の臨床試験データと併せて統合解析（メタアナリシス等）を実施する場合に、本臨床研究の研究責任医師以外への提供を可とする。提供可能なデータは、将来のデータ二次利用についての同意も得る旨が明記された説明文書によって文書同意を得た研究参加者データに限る。データ二次利用について、研究実施医療機関の管理者又はCRBの許可が得られない場合、データは提供しない。

データ提供を希望する者は、使用目的、必要なデータ項目などをデータ提供依頼書に記載し、研究代表医師にデータ二次利用を申し込む。研究代表医師は、データ提供依頼書、必要資料を確認し、データ提供の可否を判断する。

17.3 記録の保管

研究責任医師は、本臨床研究が終了した日から5年間、本臨床研究に関する記録を以下の書類とともに保管する。

- 1) 研究計画書、実施計画、研究対象者に対する説明及びその同意に係る文書、総括報告書その他の臨床研究法、臨床研究法及び施行規則より研究責任医師が作成した文書又はその写し
- 2) CRBから受理した審査意見業務に係る文書
- 3) モニタリング及び監査に関する文書
- 4) 原資料等
- 5) 本臨床研究の実施に係る契約書（臨床研究法第32条の規定により締結した契約に係るものを除く）
- 6) 本臨床研究に用いる医薬品等の概要を記載した文書及び作成又は入手した記録
- 7) その他、本臨床研究を実施するために必要な文書

17.4 記録、試料の保管期間・場所

研究責任（分担）医師は、「17.3 記録の保管」に規定する記録を研究の終了（中止）について報告された日から5年間、研究実施医療機関内の鍵付き保管庫にて適切に保管する。

当該資料を外部業者等に委託し保管する場合は、必要時に随時資料を確認できるよう、また、規定の保管期間中は適切な条件下にて管理されるよう、契約書などにて取り決める。なお、採取した血液などの試料の取扱いは、各研究実施医療機関の規定に従う。

17.5 記録、試料の廃棄方法

本臨床研究に係る試料・情報などを廃棄する場合は、個人情報を取扱いに十分注意する。

紙媒体は、シュレッダーにかけ放棄、又は溶解処分する。電子記録媒体は、データを読み取れない状態で廃棄、パソコン内のファイルは再現できない形で完全に削除する。

17.6 記録、試料の提供方法

研究実施医療機関の研究に従事する者は、本臨床研究で得たデータをEDCシステムに入力する。EDCシステムは、研究対象者の個人情報とは関係のない番号（研究対象者識別コード）を割り振り、データを入力する。研究責任医師は、提出したデータと個人が特定できるように対応表を作成するが、その対応表は研究実施医療機関に提供せず、研究実施医療機関内で保管する。

なお、研究実施医療機関の研究に従事する者は、本臨床研究で実施された検査などの結果について、研究対象者個人を特定可能な情報を除いた後、電子記録媒体による業務受託機関への提供も可とする。

17.7 他機関への記録、試料の提供

本臨床研究では該当なし。

ただし、データの二次利用を希望する者がいる場合、「17.2 データの二次利用」参照。

17.8 記録、試料の授受に関する記録

本臨床研究では該当なし。

18 階段研究の実施に係る金銭の支払いに及び補償に関する事項

18.1 研究対象者の費用負担

本臨床研究は、保険診療の範囲内に実施する。

また、研究対象者の負担を絶減するため、来院1回につき負担軽減費（3,000円相当）の提供を可とする。

18.2 補償

本臨床研究で使用される研究薬（ゲムシタピン及びXYZ）は、既に市販されている医薬品である。研究責任（分担）医師の指示に従った用法・用量で投与して発生した副作用の治療にかかる費用の支払いには、研究対象者が加入する健康保険を適用する。

本臨床研究に起因して研究対象者に何らかの健康被害が発生した場合、研究責任（分担）医師は、治療その他必要な措置を講ずる。また、研究責任（分担）医師は、研究対象者から健康被害への対応を求められた場合、すみやかに研究代表医師に連絡する。また、本臨床研究で発生した疾病等のうち、入院を要するもの、障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）、又は死亡に該当する重篤な健康被害がもたらされた場合の補償に備え、保険に加入する。

19 臨床研究に関する情報の公表に関する事項

19.1 研究計画の登録

研究代表医師は、本臨床研究実施計画書を厚生労働大臣に届出した後、厚生労働省が構築した臨床試験登録データベースJRCT（Japan Registry of Clinical Trials）に本臨床研究の実施計画を登録し、公表する。登録情報は、研究の進捗状況に応じて適宜更新する。

19.2 研究結果の公表

研究代表医師は、臨床研究法及び関連通知で定められた期限内に、主要評価項目報告書、総括報告書及びその概要を作成し、研究実施医療機関の管理者に提出するとともに、主要評価項目報告書又は総括報告書の概要を公表する。

研究代表医師は本臨床研究が終了した場合は、速延なく、研究対象者及びその関係者の人権並びに研究に従事する者及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じ、研究代表者及び研究依頼者と合意の上で当該研究の結果を医学雑誌又は学会等で公表する。公表の際にには研究対象者の秘密を保護する。

19.3 研究対象者に対する開示

研究実施医療機関の管理者は、研究対象者より研究対象者等に係る個人情報について開示を求められた場合は、速やかに対応する。

20 臨床研究の実施期間

研究全体の実施予定期間：厚生労働省によるデータ公表日～2024年3月31日

登録予定期間：厚生労働省によるデータ公表日～2022年1月31日

21 研究対象者に対する説明及び同意

21.1 インフォームド・コンセントの手順

研究責任（分担）医師は、CRBの許可を得た「説明文書」を用いて研究対象候補となる患者本人にわかりやすく説明し、研究参加について自由意思による同意を文書で得る。同意を得る際には、研究対象候補となる患者に研究に参加するか否かを判断するのに十分な時間と質問する機会を与え、質問に十分に答える。研究参加への同意には、本臨床研究に関するモニタリング、監査、CRB及び規制当局による調査の際に研究対象者の区別記録が直接閲覧されること、将来的なデータの二次利用への同意も含むことを説明する。

説明した研究責任（分担）医師及び同意した研究対象者となる患者は、「同意文書」に署名し、各自署名した日付を記入する。研究協力者が、研究対象者となる患者に補足的に説明

した場合は、研究協力者も同意文書に署名し、署名した日付を記入する。

同意取得後、研究責任（分担）医師は同窓文書の原本を保管し、説明文書及び同意文書の写しを研究対象者に交付する。

研究に従事する者は、説明文書及び同意文書の写しを研究対象者に渡したことを文書（同意文書の原本、診療録など）に記録する。

21.2 代読者からインフォームド・コンセントを受ける場合

本臨床研究では該当しない。

21.3 研究対象者の意思に影響を与える情報が得られた場合

研究責任（分担）医師は、研究期間中に研究薬（ゲムシタピン又はXYZ）の添付文書改訂などにより研究対象者の研究参加継続への意思に影響を与える可能性のある情報を入手した場合、当該情報を速やかに研究対象者に説明し、本臨床研究に継続して参加するか否かについて研究対象者の意思を確認する。また研究責任（分担）医師は、確認した研究対象者の意思の内容とともに、説明内容及び意思を確認した日を診療録などの文書に記録する。

また、必要に応じて研究責任医師は説明文書及び同意文書・同意撤回書を改訂し、研究代表医師に提出するとともに研究実施医療機関の管理者に報告し、CRBの承認を得る。すでに研究に参加中の研究対象者がいる場合、改訂された説明文書及び同意文書を用いて、同様の手順にて本臨床研究への参加継続について文書による同意を取得し、説明文書及び同意文書の写しを研究対象者に交付する。研究責任（分担）医師は、説明文書及び同意文書の写しを研究対象者に渡したことを文書（同意文書の原本、診療録など）に記録する。

21.4 同意撤回時の対応

研究責任（分担）医師は、研究対象者からの研究参加継続について同意撤回があった場合は同意撤回書に署名及び署名を記載してもらうとともに、これまで得られたデータの利用許諾について確認する。研究責任（分担）医師は、同意撤回書に同意撤回を確認した日付及び署名を記載するとともに、同意撤回を確認した旨を診療録に記録する。

同意撤回があった研究対象者のデータの利用について、研究対象者から許可が得られなかった場合は全て解消対象から除外する。

21.5 説明事項

説明文書には、原則として以下の内容を含むものとする。

- 1) 本臨床研究の名称、本臨床研究の実施について研究実施医療機関の管理者の承認を受けている旨及び厚生労働大臣に実施計画を提出している旨
- 2) 研究実施医療機関の名称並びに研究責任医師の氏名及び職名（研究代表医師の氏名及び職名、他の研究実施医療機関の名称並びに当該研究実施医療機関の研究責任医師の

- 氏名及び職名を含む。)
- 3) 本臨床研究の対象者として選定された理由
 - 4) 本臨床研究の実施により予測される利益及び不利益
 - 5) 本臨床研究への参加を拒否することは任意である旨
 - 6) 同意の撤回に関する事項
 - 7) 本臨床研究への参加を拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けない旨
 - 8) 本臨床研究に関する情報公開の方法
 - 9) 本臨床研究の対象者の求めに応じて、研究計画書その他の本臨床研究の実施に関する資料を入手又は閲覧できる旨及びその入手又は閲覧の方法
 - 10) 本臨床研究の対象者の個人情報の保護に関する事項
 - 11) 試料等の保管及び廃棄の方法
 - 12) 本臨床研究に対する利益相反管理に関する状況
 - 13) 告別及び問合せへの対応に関する体制
 - 14) 本臨床研究の実施に係る費用に関する事項
 - 15) 他の治療法の有無及び内容並びに他の治療法により予測される利益及び不利益との比較
 - 16) 本臨床研究の実施による健診成績に対する補償及び医療の提供に関する事項
 - 17) 本臨床研究の審査意見業務を行う CRB における審査事項その他本臨床研究に係る CRB に関する事項
 - 18) その他本臨床研究の実施に際し必要な事項

22 利益相反に関する事項

22.1 資金提供者

本臨床研究は、△口製薬株式会社の依頼により実施する特定臨床研究である。△口株式会社は、本臨床研究の実施に必要な資金を提供するとともに、本臨床研究計画の立案、統計解析の立案、安全性情報の収集、業務の監督には関与するが、データマネジメント、統計解析及び監査の実施には直接関与しない。

22.2 利益相反の管理

本臨床研究の実施に先立ち、研究代表医師は、全ての研究実施医療機関の研究責任（分担）医師を対象として、関連する企業との利益相反の有無について調査を行い、利益相反管理基準及び利益相反管理計画を作成する。これらの資料を CRB に提出し、審査、承認を得る他、本臨床研究実施期間を通じて系統的に利益相反の確認を行い、適切に管理する。

67

23 知的財産権

本臨床研究から特許権、またそれを基として経済的利益が生じる可能性があるが、その権利は研究を実施する研究実施医療機関の研究に従事する者や研究対象者ではなく、△口製薬株式会社に帰属する。

24 個人情報等の取扱い

24.1 個人情報の取扱い

本臨床研究に従事する者（外部関係者も含む）は、研究対象者の個人情報を保護について適用される「個人情報の保護に関する法律」（平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号）及び開示通知を遵守する。また、本臨床研究に従事する者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず、研究対象者の個人情報及びプライバシー保護に最大限の努力を払い、本臨床研究を行なう上で知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない（関係者がその職を退いた後も同様とする）。

また、本臨床研究に従事する者は、あらかじめ研究対象者から同意を受けた範囲を超えて、研究の実施に伴って取得された個人情報を取り扱ってはならない。

研究代表医師は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。また、個人情報の漏えい、消失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該措置の方法を具体的に実施規定として定める。

24.2 條名化の方法

本臨床研究の実施により得られた研究対象者に関する情報は、研究に従事する者が登録時に新たに付与する固有の番号（研究対象者識別コード）によって識別することとし、その際特定の個人の識別に繋がる情報を用いない。

研究責任医師は、研究対象者の氏名と研究対象者識別コードの対応表を作成し、研究実施医療機関内の実施可能な場所で適切に保管する。

25 研究計画書の遵守及び変更

25.1 研究計画及び研究計画書の作成から研究開始

- 1) グムシタビン添付文書の用法・用量には「患者の状態により適宜増量する」、XYZ 添付文書の用法・用量には「患者の状態により適宜増減する」と記載がある。研究代表医師は、本臨床研究において承認された用法・用量とは異なる増量基準を設け、特定臨床研究として臨床研究を立案した。

研究代表医師は、△口株式会社の協力の元、研究計画、研究計画書、説明文書、同意

68

文書、同意撤回書、利益相反管理基準・計画などを作成した。

- 2) 研究代表医師は、各研究実施医療機関の研究責任（分担）医師の利益相反を検討した。
- 3) 研究代表医師は、上記 1) 2) の資料を CRB へ提出し、審査をうけ、研究実施医療機関の管理者の許可を得る。
- 4) 研究代表医師は、JRCT にて実施計画を厚生労働大臣へ提出する。
- 5) JRCT にて実施計画が公開された日をもって、本臨床研究の開始日とする。

25.2 研究計画書の遵守

研究責任（分担）医師は、研究対象者の緊急の危険を回避するための他医療上やむを得ない理由以外を除いて、研究計画書を遵守して本臨床研究を実施する。

25.3 研究計画書の変更、改訂

研究代表医師は、研究計画書や説明文書・同意文書・同意撤回書の変更・改訂を行う場合、あらかじめ変更・改訂の内容を CRB に報告し承認を得た上で、各研究責任医師に通知する。研究責任医師は、研究実施医療機関の管理者にその旨を報告し、研究実施医療機関の管理者の許可を得るまでは、変更した研究計画による研究の実施及び変更した内容の説明は行わない。

25.4 不適合の管理

研究責任医師は、本臨床研究が臨床研究法（実行規則及び開催通知を含む）又は研究計画書に適合していない状態（以下「不適合」）であると知った時は、速やかに研究依頼者、研究実施医療機関の管理者及び研究代表医師に報告する。研究分担医師が不適合であると知った時は、速やかに研究責任医師に報告する。

研究代表医師は、不適合のうち特に重大なもののが判明した場合においては、速やかに CRB に報告するとともに、他の共同研究機関の研究責任医師に情報提供する。また、再発防止策を講じて各研究責任医師に周知し、再発防止の徹底を図る。

26 中止基準

26.1 研究対象者毎の中止基準

研究対象者が下記の基準のいずれかに該当する場合、研究責任（分担）医師は速やかに当該研究対象者への研究を中止し、研究対象者に対して遅延に対応する。また、中止時点で認められた有害事象を追跡調査とともに、研究対象者の協力が得られる限り、本臨床研究計画書に規定する審査、観察及び検査項目を実施して研究対象者の安全確保に努める。なお、中止時に行なう検査は全て実施する必要はなく、研究対象者の意思を確認のうえ実施する。

研究対象者が研究実施期間中に来院しなくなった場合、研究に従事する者は可能な限り

26.2 研究全体の中止・中断基準

研究代表医師は、次に掲げる状況等が発生した場合には、本臨床研究全体の中止・中断を検討し、中止・中断を決定した場合はその理由とともに、各研究責任医師及び研究依頼者に速やかに文書で通知する。また、研究代表医師は、CRB に本臨床研究全体を中止・中断する旨を文書で通知する。研究責任医師は、研究実施医療機関の管理者及び参加中の研究対象者に速やかにその旨を通知し、研究対象者の安全性を確認するための検査や適切な処置を実施する。

研究依頼者は、次に掲げる状況等の発生を知った場合、研究代表医師に研究全体の中

69

70

止・中断について申し入れることができる。

- 1) 本臨床研究の倫理的妥当性もしくは科学的合理性を損なう事実、又は損なう恐れのある情報であり本臨床研究の進捗に影響を与えると考えられるものを得た場合
- 2) 本臨床研究の実施の適正性もしくは本臨床研究結果の信頼を損なう事実、もしくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合
- 3) 本臨床研究により、期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合 又は本臨床研究により十分な成果が得られた、もしくは十分な成果が得られないと考えられる情報を得た場合
- 4) 研究者の品質、安全性、有効性に関する重大な情報が得られ、その情報により本臨床研究全体を継続出来ないと判断された時。
なお、研究実施医療機関（研究に従事する者を含む）が臨床研究法、本臨床研究計画書又は契約書に重大な違反を犯したことが判明した場合、又は適正に本臨床研究の実施ができなくなった場合、当該研究実施医療機関は研究依頼者から研究の中止・中断を求められることがある。
- また、研究実施医療機関で生じた以下の事由等により中止・中断した場合は、研究責任医師は参加中の研究対象者に速やかにその旨を通知し、研究対象者の安全性を確認するための検査や適切な処置を実施する。

 - 1) CRBにより、中止の勧告あるいは指示があった場合
 - 2) CRBにより、研究計画等の変更の指示があり、これを受け入れることが困難と判断された場合

27 データ収集及びデータマネジメント

27.1 データ収集

本臨床研究では EDC システムを用いて、本臨床研究に必要なデータを収集する。症例報告書を作成する者は、必要なデータを速やかに EDC システムに入力し、個々の研究対象者の情報を正しく記録されていることを確認する。

EDC システムの認証及びアクセス権は ID・パスワードを使用し、データ通信には暗号化通信を採用することでセキュリティーを確保する。

27.2 症例報告書（EDC）作成及び作成における記入上の注意

研究代表医師は、EDC システム入力手順及び操作上の注意事項等を説明した症例報告書作成の手引き（EDC システム操作マニュアル）を作成する。症例報告書を作成（EDC システムへの研究対象者データの入力）を担当する本臨床研究に従事する者は、EDC システム操作マニュアルに従い、研究対象者データを EDC システムに入力する。

EDC 入力者は、EDC システムの指定箇所に作成日を入力し電子署名する。研究責任（分担）医師又は研究協力者は、本臨床研究に登録された全ての研究対象者を対象として、研究

終了まで、各研究対象者の研究の進捗にあわせて随時 EDC に入力する。

なお、入力データには、研究対象者が特定可能されるような情報を含まないこととする。症例報告書（EDC）は、研究責任医師が最終確認を行い、確認した日付を入力し電子署名する。

27.3 データマネジメント

本臨床研究のデータクリーニングからデータ固定までの一連の手順並びに品質管理の手法は、別途作成する「データマネジメント手順書/計画書」の定めに従い実施する。

28 研究対象者からの相談等への対応

研究責任医師は、研究対象者及びその関係者からの本臨床研究に係る相談窓口を設置し、連絡方法を「説明文書」に記載する。

研究に従事する者は、研究対象者及びその関係者から受けた全ての質問に対し、速やかに回答し詳細を説明する。（ただし、研究対象者及びその関係者の人権、もしくは研究に従事する者及びその関係者の権利利益の保護のため非公開することが必要な内容として、CRB の意見を受けて研究実施医療機関の管理者が許可したものは、この限りでない。）

29 臨床研究法等の順守

本臨床研究は「ヘルシンキ宣言（2013 年改訂）」に規定された倫理的原則、臨床研究法、開示通知並びに本臨床研究計画書を遵守して実施する。

30 定期報告

30.1 定期報告事項及び時期

研究代表医師は、原則として、実施計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して 1 年毎に、本臨床研究の実施状況（以下の事項）について研究実施医療機関の管理者に報告した上で、CRB に報告する。

- 1) 本臨床研究に参加した研究対象者数
- 2) 本臨床研究に係る疾患等の発生状況及びその後の経過
- 3) 本臨床研究に係る不適合の発生状況及びその後の対応
- 4) 本臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価
- 5) 本臨床研究に対する利益相反管理に関する事項

30.2 厚生労働大臣への報告

研究代表医師は、CRB が意見を述べた日から起算して 1 ヶ月以内に、本臨床研究の実施状況（以下の事項）について、厚生労働大臣に報告する。

- 1) 實施計画に記載されている CRB の名称
- 2) CRB による本臨床研究の稚拙の蓋否
- 3) 本臨床研究に参加した研究対象者数

31 研究の終了

研究代表医師は、主要評価項目のデータ収集を行うための期間が終了してから 1 年以内に、主要評価項目報告書並びに総括報告書及びその概要を作成する。また、CRB の意見を聽いた上で、速やかに研究責任医師を通じて各研究実施医療機関の管理者に提出するとともに、CRB が意見を述べた日から起算して 1 ヶ月以内に IJCT により公表する。

研究代表医師は、主要評価項目報告書並びに総括報告書及びその概要を提出した後、速やかに、当該総括報告書の概要に研究計画書及び統計解析計画書を添えて、厚生労働大臣に提出する。

32 業務の委託

32.1 業務内容

研究代表医師は、以下の各業務を業務受託機関に委託する。また、委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託内容を確認する。

- 1) 研究事務局
- 2) モニタリング
- 3) 監査
- 4) データマネジメント
- 5) 統計解析

32.2 監査方法

研究代表医師は、業務受託機関に対し、業務進捗及び結果に関する報告書の提出を義務付け、業務内容を逐次把握すると共に、問題が認められた場合は、業務内容の改善を指示する。

33 参考文献

- 1)
- 2)
- 3)
- 4)
- 5)
- 6)
- 7)

QOLアンケート (EQ-5D)

各項目において、あなたの今日の健康状態を最もよく表している四角 (□) 1つに✓印をつけてください

移動の程度	
<ul style="list-style-type: none"> ・私は歩き回るのに問題はない <input type="checkbox"/> ・私は歩き回るのにいくらか問題がある <input type="checkbox"/> ・私はペード(歩)に疲つきりである <input type="checkbox"/> 	
身の回りの管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・私は身の回りの管理に問題はない <input type="checkbox"/> ・私は洗面や着替えを自分でするのにいくらか問題がある <input type="checkbox"/> ・私は洗面や着替えを自分でできない <input type="checkbox"/> 	
ふだんの活動 (例:仕事、勉強、家事、家族・余暇活動)	
<ul style="list-style-type: none"> ・私はふだんの活動を行うのに問題はない <input type="checkbox"/> ・私はふだんの活動を行うのにいくらか問題がある <input type="checkbox"/> ・私はふだんの活動を行うことができない <input type="checkbox"/> 	
痛み／不快感	
<ul style="list-style-type: none"> ・私は痛みや不快感はない <input type="checkbox"/> ・私は中程度の痛みや不快感がある <input type="checkbox"/> ・私はひどい痛みや不快感がある <input type="checkbox"/> 	
不安／ふさぎ込み	
<ul style="list-style-type: none"> ・私は不安でもふさぎ込んでいない <input type="checkbox"/> ・私は中程度に不安あるいはふさぎ込んでいる <input type="checkbox"/> ・私はひどく不安あるいはふさぎ込んでいる <input type="checkbox"/> 	

医薬品等の概要

<研究薬 (ゲムシタビン) の概要>

製造元	○×製薬株式会社
研究薬名 (一般名)	ゲムシタビン
薬効分類	代謝拮抗性抗悪性腫瘍剤
規制区分	製剤: 薬業、处方箇定医薬品 有効成分: 薬業
剤形	凍結乾燥剤 (注射剤)
規格・含量	1バイアル中のゲムシタビン塩酸塩含有量 200mg バイアル : 228mg (ゲムシタビンとして 200mg) 1g バイアル : 1140mg (ゲムシタビンとして 1000mg)
貯法	遮光保存
使用期限	3年 (外箱及びラベルに表示)
効能・効果	非小細胞肺癌、膀胱、胆道癌、尿路上皮癌、手術不能又は再発乳癌、がん化学療法後に増悪した卵巣癌、再発又は難治性の悪性リンパ腫
作用機序	ゲムシタビンはスクレオシド能動輸送体を介して細胞内に入る。細胞内で、ゲムシタビンはデオキシシチジンキナーゼによってリボン化され、ジフルオロデオキシシチジン-リボン酸 (dFdCMP) になる。さらに、その後、ジフルオロシチジン二リボン酸とリボン (dFdCDP と dFdCTP) に変換される。全体的にはDNAへの同化や影響はシタラビンに似ている。しかし、抑制の反応速度、作用部位、DNAへの組み込み様式、さらには臨床活性のスペクトルがシタラビンと異なる。シタラビンとは違い、ゲムシタビンの細胞毒性は核酸周期のS期に限定されず、焼却状態の細胞にも対数増殖期にある細胞にも等しく効果を示す。毒性はDNA合成に対するいくつかの効果が重なった結果生じていると思われる。dFdCTP はdCTPと競合して、DNAポリメラーゼの活性を弱く阻害する。dFdCDPはリボヌクレオチド還元酵素を強力に阻害し、DNA合成に必須なデオキシヌクレオシドを枯渇させる。dFdCTPはDNAに取り込まれ、さらにもう一途高、ヌクレオチドが取り込まれるとDNA合成が停止する。DNAに組み込まれたdFdCIMPは修復に対して抵抗性を示すので、この“余分な”ヌクレオチドは、dFdCTPをDNA修復酵素から離すのに重要な役

用法・用量	割を担っているように思われる。dFdCTPのDNAへの取込みは、ゲムシタビンによるアボートシス崩壊に必須である。
注射剤の調製法	非小細胞肺癌、膀胱、胆道癌、尿路上皮癌、がん化学療法後に増悪した卵巣癌、再発又は難治性の悪性リンパ腫に対しては、通常、成人にはゲムシタビンとして1回 1000mg/m ² を30分かけて点滴静注し、週1回投与を3週連続し、4週目は休薬する。これを1コースとして投与を繰り返す。 なお、投与量は患者の状態により適宜減量する。
禁忌	・200mg バイアルは5mL 以上、1g バイアルは25mL 以上の生理食塩液に溶解して用いること。 ・溶解後は速やかに投与すること。溶液を冷蔵庫に保存すると結晶が析出することがあるため、保存する場合でも直温(15~30°C)で保存し、24時間以内に使用すること。溶解した液体は使用しないこと。
使用上の注意	1) 高度な骨髄抑制のある患者 2) 膀胱単純 X 線写真で明らかで、かつ臨床症状のある間質性肺炎又は肺機能症のある患者 3) 胸部への放射線療法を施行している患者 4) 重症感染症を合併している患者 5) 本剤の成分に対し、重篤な過敏症の既往歴のある患者 6) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人
相互作用	【併用禁忌】 胸腔放射線照射 【併用注意】 1) 肺部放射線照射 2) 他の抗悪性腫瘍剤 (アルキル化剤、代謝拮抗剤、抗生素質、アルカロイド等)
重大な副作用	1) 骨髄抑制 (白血球減少 (72.6%)、好中球減少 (69.2%)、血小板減少 (41.4%)) 2) 黄疸 (ヘモグロビン減少 (66.5%)、赤血球減少 (52.6%)) 3) 間質性肺炎 (1.0%) 4) アナフィラキシー (0.2%) 5) 心筋梗塞 (0.2%)

その他の副作用	6) うっ血性心不全 (頻度不明) 7) 肺水腫 (頻度不明) 8) 気管支炎 (頻度不明) 9) 成人呼吸促迫症候群 (ARDS) 10) 腎不全 (0.2%) 11) 淋巴性尿管症候群 (0.2%) 12) 皮膚障害 (頻度不明) 13) 肝機能障害 (頻度不明)、黄疸 (頻度不明) 14) 白質症候 (頻度不明)
副作用分類	10%以上 又は頻度不明
循環器	頻脈、血圧上昇 血圧低下、胸痛、動悸、心塞性期外収縮、発作性上室頻拍、心電図異常 (ST 上昇)
呼吸器	呼吸困難、高炭酸ガス血症、低酸素血、咳嗽 PIE (肺好酸球浸潤) 症候群、喘鳴、喀痰、息切れ
腎臓	絶対蛋白低下、電解質異常、アルブミン低下 BUN 上昇、蛋白尿、血尿、クレアチニン上昇
消化器	食欲不振、恶心、嘔吐 下痢、便祕、口内炎、歯肉炎 胃部不快感
肝臓	AST (GOT) 上昇、ALT (GPT) 上昇、LDH 上昇、AlP 上昇 ピリルビン上昇、A/G 比低下、γ-GTP 上昇、ウロビリノン尿
精神神経系	頭痛、めまい、不眠、知覚異常 嗜眠、しびれ
皮膚	癰瘍 皮疹、搔痒感 剥脱
注射部位	注射部位反応 (静脈炎、疼痛、紅斑)
血管障害	末梢性血管炎 末梢性癡瘍
その他	疲労感、発熱、インフルエンザ様症状 (倦怠感、無力感、発熱、悪寒、発汗、鼻炎等)、放射線照射後リニール反応注、血小板增加 体重減少、尿路感染症、好酸球增多、間節痛、悪寒、味覚異常、鼻出血、倦怠感、浮腫、CRP 上昇、体重増加、疼痛、ほてり、胸部不快感 頭皮出血、眼瞼、無力症、顔面浮腫
本研究における研究薬の入手方法	通常の保険診療時に準じる。
保険適応の有無	本研究の対象は本研究用薬の適応症を有する患者であり、使

	用量も保険適応の範囲内である。
--	-----------------

<研究薬(XYZ)の概要>

製造元	△口製薬株式会社
薬効分類	代謝活性抗悪性腫瘍剤
規制区分	製剤：劇薬、外方箇目医薬品
剤形	有効成分：劇薬 注射液
規格・含量	1バイアル中のXYZ含有量 500mg バイアル：500mg 含有
貯法	遮光保存
使用期限	3年(外箱及びラベルに表示)
効能・効果	胃癌、肺癌、肝癌、結腸癌、肺癌、乳癌
作用機序	XYZの代謝活性作用機序は、DNA合成過程におけるCDP reductaseレベルとDNA polymeraseレベルでの阻害によるものと考えられている。最近では、本剤がDNA合成能の低下したstationary phaseの白血病細胞に対しても、濃度依存的な殺細胞作用を示すことや、殺細胞作用以下の作用濃度で白血病細胞の分化を誘導することも報告されている。
用法・用量	胃癌、肺癌、肝癌、結腸癌、肺癌、乳癌に対しては、通常、成人にはXYZとして1回1000mg/m ² を30分かけて点滴静注し、週1回投与を3週連続し、4週目は休業する。これを1コースとして投与を繰り返す。 なお、投与量は患者の年齢及び状態により適宜増減する。
禁忌	XYZに対する重篤な過敏症の既往歴のある患者
使用上の注意	骨髓機能抑制、肝障害、腎障害のある患者、感染症を合併する患者、高齢者には慎重に投与する。
相互作用	【併用注意】 1) 他の抗腫瘍剤、放射線照射 2) 他の併用療法(フルオロウラシル、マイトマイシンC、副腎皮質ホルモン等) 3) フルシトシン 4) フルグラビン
重大な副作用	1) 骨髄機能抑制に伴う血液障害(汎血球減少(頻度不明)、白血球減少(12.5%)、血小板減少(4.0%)、貧血(1.8%)、

4

		発赤血球減少(頻度不明)、巨赤芽球様細胞の発現(頻度不明)等		
2) ショック(頻度不明)				
3) 消化管障害(消化管潰瘍、出血、好中球減少性肺炎等の消化管障害(いずれも頻度不明))				
4) 急性呼吸促迫症候群、間質性肺炎(いずれも頻度不明)				
5) 急性心筋梗塞、心のう液貯留(いずれも頻度不明)				
6) 中枢神経系障害(脳症(白質脳症を含む)、痙攣、産業、小脳失調、意識障害(意識消失を含む)等の中枢神経系障害(いずれも頻度不明))				
その他の副作用				
副作用分類	10~20%未満	5~10%未満	5%未満	頻度不明
皮膚			発疹等	脱毛、有属性紅斑
消化器	恶心・嘔吐、食欲不振	腹痛・下痢	口内炎等	
精神神経系			倦怠感、頭痛等	
肝臓			肝障害	
腎臓				腎機能異常
泌尿器		膀胱内注入療法の場合は、頻尿、排尿痛、膀胱炎、血尿等の膀胱刺激症状		
その他			発熱	結膜炎、血栓性靜脈炎
本研究における研究薬の入手方法	通常の保険診療時に準じる。			
保険適応の有無	本研究の対象は本研究用薬の適応症を有する患者であり、使用量も保険適応の範囲内である。			

5

疾病等の対応に関する手順書

1 目的

本手順書は、「[REDACTED]」(以下、本研究)において、本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した時の対応に関する手順を定めることを目的とする。

2 連絡範囲

本手順書は、臨床研究法(平成29年法律第16号)に基づき実施する本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した場合の対応に関する業務に適用する。

3 責務

- 3.1 研究代表医師
 - 1) 本手順書を作成する。
 - 2) 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した場合は、定められた期限内に研究実施医療機関の管理者及び特定臨床研究審査委員会へ報告を行う。
 - 3) 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した場合は、本研究の中止又はその他の必要な措置を講じなければならない。
 - 4) 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した場合は、各研究責任医師に周知する。

3.2 研究責任医師

- 1) 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等が発生した場合は、定められた期限内に研究実施医療機関の管理者へ報告を行う。
- 2) 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等に関する情報を、速やかに研究責任医師に報告する。

3.3 本研究に從事する者

- 本研究の実施に起因するものと疑われる疾患等に関する情報を、速やかに研究責任医師に報告する。

研究代表医師(署名) : [REDACTED]
承認日 : 年 月 日

研究代表医師
AB 大学病院 消化器内科 教授
山田 太郎

4 用語の定義

4.1 疾病等

本研究の実施に起因すると疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症（臨床検査値の異常や臨床症状を含む）であり、有害事象のうち、本研究との因果関係が「関連あり」に判定されたものとする。

4.2 感染症

生物由来製品において、生物由来の原料または材料から、当該医薬品等への病原体の流入が疑われる場合等を指す。また、HBV、HCV、HIV等のウイルスマーカーの陽性化についても、感染症報告の対象となる。

5 疾病等の対応に関する手順

5.1 研究実施医療機関の管理者及び認定臨床研究審査委員会への報告

5.1.1 隨時報告

研究代表医師は、表1に掲げる事項を知った時は、「統一様式⑧」を作成し、それぞれに定める期間内に研究実施医療機関の管理者に報告した上で、認定臨床研究審査委員会に報告する（中止届を提出した場合であっても、本研究が終了するまで、疾病等報告する）。また、各研究責任医師も同様に研究実施医療機関の管理者に報告する。

なお、疾病等の発生の要因等が明らかではない場合であっても、規定された期間内にそれまでに判明している範囲で第1報として報告を行い、その後、遅やかに詳細な要因等を続報として報告する。（当該続報については必ずしも同項各号に定める期間内でなくともよい）。

表1 疾病等の報告内容及び期限

区分	No	疾病等の種類	予測可能性等	研究実施医療機関の管理者及び認定臨床研究審査委員会への報告期限	医薬品等製造販売業者への情報提供
感染症以外	①	死亡	不問	15日	
	②	治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等	予測できない等（注1）	15日	
			不問 (上記以外)	30日	
	③	障害	予測できない等（注1）	15日	
			不問 (上記以外)	30日	
	④	死亡又は障害につながるおそれのある疾病等	予測できない等（注1）	15日	
			不問 (上記以外)	30日	
	⑤	②～④までに掲げる疾病等に準じて重複である疾病等	予測できない等（注1）	15日	
			不問 (上記以外)	30日	
感染症	⑥	後代生における先天性の疾患又は異常	予測できない等（注1）	15日	
			不問 (上記以外)	30日	
	⑦	感染症による疾病等	予測できない等（注2）	15日	
	⑧	感染症による疾患等のうち①～⑦までに掲げる疾病等	不問 (上記以外)	15日	

注1：本研究に用いた医薬品等の添付文書又は取扱説明書は概略に記載された使用上の注意（以下「使用上の注意等」という。）から予測することができないもの又は当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができるものであって、その発生傾向を予測することができないもの

若しくはその発生傾向の変化が発現直後の発生者若しくは最大のおそれを示すもの

注2：当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができないもの

5.1.2 定期報告

研究代表医師は、認定臨床研究審査委員会への定期報告時（原則として、実施計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して1年ごとに、当該期間満了後2月以内）に、「統一様式⑥」を作成し、本研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生（5.1.1 隨時報告）で報告した内容を除く）及びその後の経過について報告する。なお、「疾病等の発生状況及びその後の経過」は、既に報告及び審査されているものも含め、本研

3

4

究全体としての疾病等の発生状況を要約して簡潔に記載する。

5.2 疾病等発生後の対応

5.2.1 研究対象者の観察期間

研究責任（分担）医師は、疾病等発生後、可能な限り疾患等が回復または軽快するまで経過を観察する。ただし、医学的根拠に基づき研究対象者が回復しない（疾患等が消失しない）と考えられる場合、研究対象者に説明を行った上で研究としての観察を終了する。（ただし、当該症状に対する治療は可能な限り推奨する。）

5.2.4 中止、その他の必要な措置

研究代表医師は、本研究の実施に起因するものと疑われる疾病等が発生した場合は、当該研究対象者における本研究の中止またはその他の必要な措置を講じる。

5.3 研究に従事する者への情報提供

研究責任医師は、本研究に従事する者に本手順書の遵守を図るとともに、疾病等の情報を本研究に従事する者に、適宜情報提供する。

また、疾病等が発生した場合は、再発防止策を講じ、研究分担医師や本研究に従事する者に周知するとともに、再発防止の徹底を図る。

5.4 研究終了後の対応

研究代表医師は、全てのデータ収集後、総括報告書にて疾病等の発生状況を研究実施医療機関の管理者及び認定臨床研究審査委員会に報告する。

6 記録の保存

研究責任医師及び研究に従事する者は、疾病等の対応に関する記録を本研究が終了した日から5年間、適切に保管する。保管期間が経過した後は、個人情報の取扱いに十分注意し、紙媒体はシュレッダーにかけ廃棄、電子記録媒体は読み取れない状態で処理、パソコン内のファイルは再現できない形で完全に削除する。

7 手順書の制定及び改訂

本手順書は研究代表医師が制定する。なお、本手順書に規定の無い事項は、研究代表医師の判断により取り決めを行うものとする。また、本手順書の改訂を行う際は、改訂理由を記載する。

版数	作成日	改訂理由
第1.0版	2018年12月21日	新規作成

以上

5

6

監理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 非特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製

西暦 年 月 日

定期疾患等報告書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 認研究責任(代表) 医師
(氏名)

下記の臨床研究における実施状況を以下のとおり報告いたします。

記

臨床研究 実施計画番号 [*]	
臨床研究課題名	
報告の期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
臨床研究の 対象者の数	定期報告書(通知様式3)を参照
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 定期報告書(通知別紙様式3) <input type="checkbox"/> その他() *疾患等は、高頻度に発生している疾患等や通常の診療に比べて特異すべき事項などの報告として差しえない
疾病等 [*]	

^{*}1: 臨床研究実施計画番号は JRCT 参考を記載する。^{*}2: 疾患等は、高頻度に発生している疾患等や通常の診療に比べて特異すべき事項などの報告として差しえない。

注) 本書式は研究責任(代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会に提出する。

1

監理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 非特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製

西暦 年 月 日

医薬品疾患等報告書(第 報)

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 認研究責任(代表) 医師
(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり医薬品における疾患等を認めたので報告いたします。

記

臨床研究 実施計画番号 [*]				
臨床研究課題名				
*1 臨床研究実施計画番号は JRCT 参考を記載する				
対象者識別コード [*]				
*2: 既死/出生児の場合は被験者(親)の識別コード				
医薬品医療機器総合情報への報告				
<input type="checkbox"/> あり: PRDX報告(通知別紙様式2-1)を提出 <input type="checkbox"/> なし				
疾患等発現者の情報				
性別	副作用等発現年齢	身長	体重	妊娠
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳(乳児: ヶ月 遅)	cm	k	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(妊娠 遅) <input type="checkbox"/> 不明
疾病等に関する情報				
疾患等名	重複と判断した理由	発現期間(発現日)	転帰	
			(年 月 日) <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり (症状:) <input type="checkbox"/> 先天異常 <input type="checkbox"/> 上記に準じて重複	
□既知 □未知		年 月 日		
再投与: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	ありの場合: <input type="checkbox"/> 疾患等の再発あり <input type="checkbox"/> 疾患等の再発なし			

2

医薬品の開する情報

医薬品の名称(国内承認済の薬剤は販売名)	用量・用法	使用期間(開始日~終了日)
<input type="checkbox"/> 本剤 <input type="checkbox"/> 外剤(質換化) <input type="checkbox"/> その他		/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 投与中 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 用量変更 <input type="checkbox"/> 該当せず
ロワクチン	ロット番号:	
製造販売者名		

併用薬(副作用発現時に使用していた他の医薬品の販売名)

薬剤名(販売名)	用量・用法	使用期間	使用理由
		/ / ~ / /	<input type="checkbox"/> 使用中
		/ / ~ / /	<input type="checkbox"/> 使用中
		/ / ~ / /	<input type="checkbox"/> 使用中

疾患等発現すると思われる原疾患、合併症、既往歴並びに既往、過去の副作用歴等

原疾患・合併症	既往歴	過去の副作用歴	特記事項
1.	1.	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 医薬品名: 副作用名: □不明	飲酒 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 喫煙 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 アルコール <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他()
2.	2.		

疾患等の発現に影響を及ぼすと考えられる処置や診断

口なし □あり	♦ありの場合 <input type="checkbox"/> 外科治療(実施日:) <input type="checkbox"/> 放射線療法(実施日:) <input type="checkbox"/> 輸血(実施日:) <input type="checkbox"/> その他() (実施日:)
------------	--

疾患等の発現及び処置等の経過

年 月 日	
-------	--

疾患等に関連すると思われる臨床検査値(検査結果(零)を添付してもよい)

検査日	基準範囲	検査値			
検査項目(部位)		/	/	/	/

臨床検査値以外の検査結果

コメント(報告者の意見)

注) 本書式は研究責任(代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会に提出する。

医薬品副作用報告制度及び医薬品等部会等報告制度について
患者者が請求予定 医薬品に精通する 患者の請求予定はない
制度が除外 (持病・併用等、非投与者当該)
不明、□その他
 医薬品医療機器総合情報による収集の範囲内で医薬品(持病・併用等の一部の他の医薬品を除く)を投与した臨床研究での副作用等による重要な医療被害については、医薬品等販売所報告制度又は生物由来医薬等統一報告制度があります。

モニタリング手順書

版数:1.0 版

作成日:2018年12月21日

研究代表医師
AB大学病院 消化器内科 教授
山田 太郎

研究代表医師(署名): _____
承認日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

5) モニタリング報告書及びモニタリング記録を確認する。

4.2 モニタリング業務受託機関

4.2.1 プロジェクトリーダー(以下、△△PL)

- モニタリング業務全般を統括し、モニタリング担当者の指揮、監督する。
- モニタリング報告書及びモニタリング記録の内容を確認し、承認する。また、今後のアクションを指示する。
- 研究実施医療機関及び研究責任医師の研究実施の適否について判定する。
- モニタリング計画を立案する。
- 重大な不適合等への対応を研究代表医師と協議する。
- 研究代表医師にモニタリング業務の進捗状況及び必要な情報を報告する。

4.2.2 モニタリング担当者

- 本手順書に従い、モニタリング業務を行う。
- モニタリング報告書及びモニタリング記録を作成し、△△PLに提出する。
- 研究実施医療機関、研究責任医師の要件確認を実施し、結果を△△PLに報告する。
- 研究責任医師及び研究実施医療機関に、本研究に関する最新の情報及び資料を提供する。
- EDCシステムへの入力内容と原資料の照合(以下、SDV)を実施し、これらが正確で完全なデータであると検証できることを確認する。
- 本研究の適切な実施に影響を及ぼすような事項、及び不適合を発見した場合は、当該事項を研究責任医師に伝え、再発防止のための適切な措置を講ずる。
- モニタリングの際に得た機密情報及び個人情報を外部に漏らさない。

5 モニタリング担当者の要件及び指名

5.1 モニタリング担当者の要件

- モニタリング担当者の要件は、以下の通りである。
- 適切に訓練され、本研究を十分にモニタリングするために必要な科学的及び臨床的知识を有する。
 - 臨床研究法、研究計画書、同意文書及び説明文書、研究策及び本手順書等の本研究を実施するまでの必要な内容を熟知している。

5.2 モニタリング担当者の指名

- 研究代表医師は、モニタリング担当者の指名について、△△に委託されていることを確認する。
- △△事業推進部長は、モニタリング担当者候補の履歴書、教育履歴等により、S.I.

1 目的

本手順書は、研究代表医師が、業務受託機関である株式会社△△(以下、△△)に委託した研究「_____」(以下、本研究)のモニタリング業務に関し、モニタリング実施体制と研究代表医師及び△△が遵守すべきモニタリング実施手順を定めることを目的とする。△△は本手順書を作成し、研究代表医師の承認を得る。

2 適応範囲

本手順書は、以下に示す研究が「ヘルシンキ宣言」の精神に基づき、「臨床研究法(平成29年法律第16号厚生労働省)」(以下、臨床研究法)、研究計画書を遵守していることを確認するためにモニタリング業務を対象とする。

・研究課題名: _____

・研究デザイン: 両盲検、多施設共同無作為化比較研究

3 モニタリング実施体制

3.1 研究代表医師

AB大学病院
消化器内科 教授
山田 太郎

3.2 モニタリング業務受託機関

株式会社△△

4 務務

4.1 研究代表医師

- 本研究の実施並びに臨床データの報告が、臨床研究法及び研究計画書を遵守していることを保証するため、モニタリング業務を監督する。
- モニタリング担当者の指名について、△△へ委託されていることを確認する。
- 本手順書を承認する。
- 研究期間中、モニタリング状況を把握し、本手順書に定めるところにより適切にモニタリングが行われるよう、モニタリング担当者に対しての必要な指導、管理、監督を行う。

の要件を満たすことを確認した上で、本研究のモニタリング担当者として「モニタリング担当者指名書(様式1)」にて指名する。

6 モニタリングの実施

モニタリング担当者は、本研究の実施状況に応じて、研究実施医療機関を訪問、もしくはE-mail、電話、FAX等によりモニタリングを実施する。モニタリングの結果、不適合またはその他の問題が発見された場合は、モニタリング担当者はその旨を研究責任医師に伝え、再発を防ぐための適切な措置を講じる。また、研究代表医師は、これらの情報を他の研究実施医療機関の研究責任医師にも報告する。

7 モニタリング手順

7.1 研究実施医療機関及び研究責任医師の要件調査

- モニタリング担当者は、研究実施医療機関、研究責任医師の要件調査を行い、本研究を適切に実施し得る要件を満たし、十分なスタッフ及び設備を有していることを確認する。
- モニタリング担当者は、選定記録及び要件確認書を△△PLに提出する。
- △△PLは、選定記録及び要件確認書に基づき、当該医療機関及び当該医師について本研究の実施の適否を判定する。
- △△PLは、選定結果及び要件確認書に基づく選定記録を研究代表医師に報告する。

7.2 選定臨床研究審査委員会による審査結果の確認

- モニタリング担当者は、既定臨床研究審査委員会の審査終了後に、研究代表医師より下記の文書を入手し、内容を確認する。
 - 認定臨床研究審査委員会の認定証の写し
 - 審査結果に基づく研究実施医療機関の管理者の許可(ある場合)
- モニタリング担当者は、本研究に関する全ての審査(研究計画書及び同意説明文書の変更等)の審査結果通知書と研究実施医療機関の管理者の許可(ある場合)の写しを研究代表医師より入手する。

7.3 研究実施医療機関との契約

モニタリング担当者は、契約書に必要事項が記載されていることを確認し、原則として研究実施医療機関、研究代表医師、△△との三者契約を締結する。なお、契約書の締結をもって、本研究に関する金銭の支払いについても合意を得たものとする。

7.4 安全性情報

- モニタリング担当者は、モニタリング中に疾病等の発生に関する情報を入手した場

- 合、研究責任医師等に詳細を確認すると共に EDC システムへの入力を依頼する。
- 2) モニタリング担当者は、疾患等の発生を知った場合は、研究責任医師に「医薬品疾患報告書（統一様式）」の作成を依頼し、研究代表医師へ速やかに報告するよう要請する。また、要請した内容をモニタリング報告書に記載する。
 - 3) モニタリング担当者は、上記 2) にて入手した疾患等の発生に関する情報を速やかに研究依頼者に報告する。

7.5 直接閲覧

7.5.1 直接閲覧実施時期

直接閲覧の実施時期は、以下のとおりとする。

- ① 各研究実施医療機関の投与 1 症例目における登録時データの EDC システム入力後
- ② 研究終了後

7.5.2 原資料

以下に示すものを原資料として取扱う。

- ① 診療録（カルテ、看護記録、ワークシート等）
- ② 産床検査記録
- ③ 研究対象者が署名した同意書
- ④ 研究薬処方に關する記録
- ⑤ その他、上記資料に付随する記録等

7.5.3 原資料と照合する内容

原資料と照合する項目は、以下のとおりとする。

- ① 同意取得日
- ② 選択基準・除外基準
- ③ 研究対象者の背景情報
- ④ 有効性の評価に係る項目
- ⑤ 安全性の評価に係る項目

7.5.4 原資料と EDC システム入力内容の照合（SDV）

- 1) モニタリング担当者は、直接閲覧の実施について研究実施医療機関と調整し、申し込みを行う。
- 2) モニタリング担当者は、SDV を行い、SDV により原資料と EDC 入力内容に矛盾あるいは不明瞭な箇所が判明した場合は、研究責任（分担）医師に確認する。
- 3) モニタリング担当者は、確認の結果 EDC システムの入力内容に修正が必要となつた場合には、研究責任（分担）医師に修正を依頼する。また、原資料と EDC シス

テム入力内容の間に不整合が認められた場合には、理由をモニタリング報告書に記載する。

- 4) モニタリング担当者は、直接閲覧実施当日に解決できなかった問題点を、後日研究責任（分担）医師に陳述し、必要に応じて EDC システム入力内容の修正を依頼し、修正結果を確認する。
- 5) △△PL は、SDV の結果及びモニタリングにより得られた情報等により、SDV 計画の変更が必要と考えられた場合は、研究代表医師と協議の上、SDV 実施対象症例の追加等の変更を行い、研究代表医師の承認を得る。

7.6 研究の中止・終了時の対応

- 1) モニタリング担当者は、研究依頼者又は研究代表医師より研究全体を中止する旨の通知を受けた場合は、速やかに研究責任医師に通知する。
- 2) モニタリング担当者は、研究が終了又は中止した際は、研究実施医療機関の全症例の必要な検査及び調査を行いうるに、研究責任（分担）医師に要請する。

7.7 研究代表医師への報告

△△PL は、モニタリングにより入手した情報について研究代表医師へ報告する。また、研究代表医師は報告内容を確認し、△△PL を通じて各研究責任医師及び△△モニタリング担当者へ本研究の手順の順守や改善事項等必要な事項を指示する。

7.8 密密の保全

- 1) モニタリング担当者は、モニタリング業務に関して得た機密情報及び個人情報等を外部に漏えいしない。モニタリング業務に従事しなくなった後も同様とする。漏えいしたことが発覚した場合は、速やかに△△PL に報告する。
- 2) △△PL は、機密情報及び個人情報等の漏えいが発覚した場合、その事実を研究代表医師に報告し、対応を協議する。

8 モニタリング報告書及びモニタリング記録

8.1 モニタリング報告書

8.1.1 モニタリング報告書の作成

- 1) モニタリング担当者は、モニタリングを実施した際は、モニタリング報告書を作成し、14 日以内に△△PL に提出する。
- 2) △△PL は、モニタリング報告書の内容を確認し承認する。また、必要な追記・修正及び今後のアクションを指示する。
- 3) △△PL は、上記 2) で発生した指示事項について、対応が完了するまでフォローする。

- 4) △△PL は、モニタリング報告書の写しを研究代表医師へ提出し、研究代表医師の承認を得る。また、モニタリング担当者は同様に研究責任医師に報告する。

8.1.2 モニタリング報告書の記載内容

- 1) 「モニタリング報告書（様式 2）」には、以下の内容を含むものとする。
 - ① モニタリング担当者の氏名（同行者の氏名）
 - ② モニタリング実施日時及びモニタリング報告書作成日
 - ③ モニタリングの方法
 - ④ 実施場所（研究実施医療機関名および SDV 等を実施した場所）
 - ⑤ モニタリング実施対象者
 - ⑥ 提供及び入手した資料
 - ⑦ モニタリングの概要（重要な発見事項／事実、不適格及び不遵守、結論、講じられた若しくは講じられる予定の措置、モニタリング担当者の見解）

9 記録の保管

△△PL は、モニタリングに関する記録を研究の終了（中止）について報告された日から 5 年を経過した日までの期間、「資料の保管に関する標準実務手順書（SOP）」に従って適切に保管する。

保管期間が経過した後は、研究代表医師に返却する。

△△資料保管責任者は、資料の保管が「資料の保管に関する SOP」を遵守して行われていることを点検する。

10 品質管理

モニタリング担当者は、モニタリングに関する記録について自己点検を行う。

11 手順書の制定及び改訂

本手順書は△△PL が作成し、研究代表医師の承認を得て制定する。なお、本手順書に規定の無い事項は、△△PL、研究代表医師が別途協議の上、取り決めるものとする。

本手順書の改訂は、△△PL が研究代表医師の承認を得て実施し、改訂理由を記録する。

版数	作成日	改訂理由
第 1.0 版	2018 年 12 月 21 日	新規作成

以上

様式1

西暦 年月日

モニタリング報告書

モニタリング担当者 指名書

株式会社△△
事業推進部

股

株式会社△△
事業推進部長 印

貴殿を下記の研究におけるモニタリング担当者に指名します。

研究課題名 :

以上

研究の名称	[REDACTED]		
モニタリング担当者氏名	印	升級月	20 / /
実施期間	20 / / ()	方法	□訪問 □その他()
実施場所			
実施方費用	□研究責任医師 □研究分担医師 □研究協力者 □臨床臨床研究資金委員会等適用 □その他		
監査協同担当者	□なし □あり :		
同行者	□なし □あり :		
△△ 職種	/ /	指示事項:□なし □あり	
氏名:	印		
監査資料	□なし □あり :		
監査費用	□なし □あり :		
モニタリングの範囲			
備考欄			
口なし			

※重要な発見事項／事実、遅延及び不遵守、結論、躊躇られた若しくは躊躇される予定の措置、モニタリング担当者の見解を記載する。

8

9

1 目的

本手順書は、研究代表医師が、業務受託機関である株式会社△△（以下、△△）に委託した研究「[REDACTED]」（以下、「本研究」という）の監査業務に關し、監査実施体制、研究代表医師及び△△監査担当者が遵守すべき監査実施手順を定めることを目的とする。△△監査担当者は、本手順書を作成し、研究代表医師の承認を得る。

2 適用範囲

本手順書は、以下に示す研究が「ヘルシンキ宣言」の精神に基づき、「臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号厚生労働省）」（以下、「臨床研究法」という）、研究計画書及び本研究に係る手順書を遵守していることを保証するために、研究実施医療機関に対する監査業務を対象とする。

- ・研究の名称：切除不能進行肝癌に対するゲムシタビン単独療法と XYZ 単独療法の
第Ⅲ相無作為化比較研究
- ・研究デザイン：非盲検、多施設共同無作為化比較研究

3 監査実施体制

- 3.1 研究代表医師
AB 大学病院 消化器内科 教授
山田 太郎

- 3.2 監査実施受託機関
株式会社△△

版数:1.0 版

作成日:2018年12月21日

研究代表医師
AB 大学病院 消化器内科 教授
山田 太郎

研究代表医師（署名）: _____
承認日： 年月日

4 責務

- 4.1 研究代表医師
1) 本研究の実施並びに研究データの報告が、臨床研究法及び研究計画書

- を遵守していることを評価するための監査業務を監督する。
- 2) 本研究の社会的及び学術的な意義、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益等を踏まえ、質や透明性の確保等の観点から総合的に評価し、監査手順書及び監査計画書を承認する。
 - 3) 監査業務及び監査担当者の指名が△△に委託されていることを確認する。
 - 4) 監査業務状況を把握し、本手順書に定めるところにより直ちに監査業務が行われるよう、△△監査担当者への必要な指導・管理を行う。
 - 5) 監査報告書の確認を行う。

4.2 監査担当者

- 1) 監査計画書を作成する。
- 2) 研究実施医療機関において書面（原資料及び必須文書の直接閲覧）及び実地（研究責任医師及び研究分担医師へのヒアリング）にて調査し、本研究が臨床研究法、研究計画書、本研究に係る手順書を遵守して実施されていることを評価する。
- 3) 被監査研究実施医療機関の研究責任医師に監査結果（研究代表医師に寄り）を報告する。

5 監査担当者の指名

- 1) 研究代表医師は、監査担当者の指名について、△△に委託されていることを確認する。
- 2) △△代表取締役は、以下に示す要件を満たすことを確認した上で、「監査担当者指名書（様式 1）」にて監査担当者を指名する。なお、監査担当者は、当該監査の対象となる本研究において、本研究の実施及びモニタリングに関与する者であってはならない。
 - ① 臨床研究法、研究計画書、本研究に係る手順等に精通していること
 - ② 監査の結果を総合的・全般的見地から評価できること
 - ③ 本研究に関する問題点を把握し、問題点の分析、対応について適切に判断できること
 - ④ 監査に関する候補、評価の結果について、適切な意見表明及び的

3

- 確な助言、勧告等ができること
⑤ 公正の立場を保持できること

6 監査実施時期

原則として、研究終了後に監査を実施するものとする。
その後、監査担当者が必要と判断した場合は、研究代表医師と協議の上で、再度、監査を実施する。

7 監査手順

7.1 監査計画書の作成

- 1) 監査担当者は、監査の実施に先立ち、「監査計画書（様式 2）」を作成し、研究代表医師に提出する。
「監査計画書（様式 2）」には、次の事項を記載する。
 - ① 監査対象研究に係る事項（研究課題名、研究計画書番号等）
 - ② 監査担当予定者
 - ③ 監査の範囲（監査対象項目、監査対象資料を含む）
 - ④ 監査実施時期
 - ⑤ 被監査研究実施医療機関
- 2) 研究代表医師は、本研究の社会的及び学術的な意義、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益等を踏まえ、質や透明性の確保等の観点から総合的に評価し、監査計画書を承認する。

7.2 調査の準備

監査担当者は、監査の実施に先立ち研究実施医療機関の研究に係る手順書を入手（閲覧でも可）し、当該研究実施医療機関における研究実施体制及び監査受け入れ手順について確認し、監査の申し込みを行う。

7.3 監査の実施

監査担当者は、監査計画書に基づき、研究実施医療機関において書面（原資料及び必須文書の直接閲覧）及び実地（研究責任医師及び研究分担医師へのヒアリング）にて監査を実施する。監査対象資料は、次のものとする。（詳細は監査計画書に定める）

4

- ① 認定臨床研究審査委員会の記録（認定証等）
- ② 本研究に関する厚生労働大臣への届け出及びデータベースの記録による公表
- ③ 本研究業務に関する委託契約書
- ④ 研究実施医療機関の管理者への報告に関する記録
- ⑤ 利益相反の管理に関する記録
- ⑥ 同意の取得に関する記録
- ⑦ 診療録、臨床検査等
- ⑧ 疾病等、不適合等に関する報告体制及び報告に関する記録
- ⑨ 記録の保管に関する資料

7.4 監査結果の検討

監査担当者は、監査で発見した事項及び確認した事項を取りまとめて評価し、問題点、必要な措置等を検討する。

7.5 監査報告書の作成及び提出

- 1) 監査担当者は、監査にて発見又は確認した事項に基づき「監査報告書（様式 3）」を作成し、記名押印又は署名の上、被監査研究実施医療機関の研究責任医師及び研究実施医療機関の管理者に提出する。また、研究代表医師に監査報告書の写しを提出し、研究代表医師の確認を得る。
「監査報告書（様式 3）」には、次の事項を記載する。
 - ① 当該報告書の作成日
 - ② 監査報告書番号
 - ③ 被監査研究実施機関名
 - ④ 監査の対象
 - ⑤ 監査実施日
 - ⑥ 監査の基準文書
 - ⑦ 監査実施者
 - ⑧ 監査結果（必要な場合改善案も含む）
- 2) 監査担当者は、対応策の検討を要すると判断した事項がある場合は、研究代表医師に「監査報告書に対する回答書（様式 4）」の 14 日以内

の提出を要請する。

7.6 回答書の受領

- 1) 監査担当者は、監査報告書に対する回答書を研究責任医師より受領し、指摘した問題事項について適切な改善措置が実施され、当該問題事項等が改善されたことを確認する。
- 2) 監査担当者は、問題事項が改善されたと判断した後、「回答確認書（様式 5）」を作成し、当該研究実施医療機関の研究責任医師及び研究実施医療機関の管理者に提出する。また、研究代表医師に回答確認書の写しを提出し、研究代表医師の確認を得る。

8 守秘義務

監査担当者は、臨床研究法第10条の規定により、監査の際に得た研究対象者の個人情報等その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。監査業務に従事しなくなった後も同様とする。

9 記録の保管

監査担当者は、監査に関する記録を研究の終了（中止）について報告された日から 5 年間「資料の保管に関する標準業務手順書（SOP）」に従って適切に保管する。

保管期間が経過した後は、研究代表医師へ返還する。

△△資料保管責任者は、資料の保管が「資料の保管に関する SOP」を遵守して行われていることを点検する。

5

6

様式1

年 月 日

監査担当者指名書株式会社△△
代表取締役

(氏名)

下記の者を、

██████████の監査担当者として指名いたします。

記

株式会社△△

(所属)

(氏名) _____

指名理由：上記の者は、次の要件を満たしており、当該研究の監査担当者として適任であると判断した。

- 1) 臨床研究法、研究計画書及び本研究に係る手順等に精通していること
- 2) 監査の結果を総合的・全般的見地から評価できること
- 3) 研究に関する問題点を把握し、問題点の分析、対応について適切に判断できること
- 4) 監査に関する検討、評価の結果について、適切な意見表明及び的確な助言、勧告等ができる
- 5) 公正の立場を保持できること

以上

7

8

様式3

年 月 日

監査報告書

研究責任医師

印

実施医療機関の管理者

印

株式会社△△
監査担当者

印

研究代表医師

監査計画書

_____印

株式会社△△
監査担当者

_____印

研究の名称

監査担当予定者

被監査
実施医療機関

監査の範囲 (監査対象項目/資料等)	監査実施時期	備考

研究の名称	██████████
監査報告書番号	██████████
被監査実施医療機関名	██████████
監査対象 (範囲、資料、事項)	██████████
監査実施日 監査の基準文書 監査実施者	██████████ 臨床研究法、研究計画書、手順書等 ██████████
監査結果 (改善策等を含む)	██████████
添付資料 備考	██████████

以上

以上

9

10

様式4

年 月 日

監査報告書に対する回答書

株式会社△△
監査担当者

四

研究責任醫師

四

研究の名称	[REDACTED]
被監査実施医療機関名	[REDACTED]
監査報告書番号	[REDACTED]

指摘事項	回 答 [指摘事項に対する措置内容、実施時期]

以上

回答確認書

研究責任醫師

五

実施医療機関の管理者

四

株式会社△△
監査担当者

३

研究の名称	[REDACTED]
被監査 実施医療機関名	[REDACTED]
監査報告書基番	[REDACTED]

指摘事項	回答 【指摘事項に対する措置内容、 実施時期】	確認事項

以**上**

11

12

四、關於調查問題的基礎

• 100 •

本章所讲的“批判性思维”与“批判性写作”是两个不同的概念，但它们之间存在密切的联系。

姓名	平均分(12月21日)
周伟	95.5
王伟	95.5

本版文章

第8.1	被験者に対する各条件、各操作の効果を明確に示すための説明書、評定基準書等は提出され、取扱い説明書も提出された。
第8.2	被験者に対する各条件、各操作の効果を明確に示すための説明書、評定基準書等は提出された。
第8.3	研究計画書、実施計画書、研究方針書等は提出された。ただし、研究方針書は「研究方針書」の題名で提出され、研究方針書の内容は、研究方針書の題名と異なる場合は、研究方針書の題名を記載して提出された。 研究方針書、実施計画書、研究方針書等は提出された。ただし、研究方針書は「研究方針書」の題名で提出され、研究方針書の内容は、研究方針書の題名と異なる場合は、研究方針書の題名を記載して提出された。
第8.4	研究計画書、実施計画書等は提出された。ただし、研究方針書は提出されなかった。 (1) 実験計画書等は提出された。 (2) 実験計画書等は提出されなかったが、研究方針書等は提出された。 (3) 実験計画書等は提出されたが、研究方針書等は提出されなかった。 (4) 実験計画書等は提出されたが、研究方針書等は提出されなかった。 (5) 実験計画書等は提出されなかったが、研究方針書等は提出された。 (6) 実験計画書等は提出されなかったが、研究方針書等は提出されなかった。
第8.5	研究計画書、実施計画書等は提出された。 研究方針書は提出されなかった。
第8.6	研究計画書、実施計画書等は提出された。 研究方針書は提出されなかった。
第8.7	研究計画書等は提出された。 研究方針書は提出されなかった。
第8.8	研究計画書、実施計画書等は提出された。 研究方針書は提出されなかった。

〔A-1〕 延長年齢の算出方法
〔A-2〕 延長年齢の計算式

事務連絡
平成 31 年 3 月 28 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法の統一書式について

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）の統一書式については、「臨床研究法の統一書式について」（平成 30 年 4 月 9 日厚生労働省医政局研究振興課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、全ての認定臨床研究審査委員会が参画する協議会における議論等を踏まえ、臨床研究法に基づく臨床研究の実施の円滑化を図る観点から、統一書式について別添のとおり見直しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

<別添>

臨床研究法 統一書式一覧

番号	資料名
書式 1	研究分担医師リスト
書式 2	新規審査依頼書
書式 3	変更審査依頼書
書式 4	審査結果通知書
書式 5	定期報告書
書式 6	(欠番)
書式 7	重大な不適合報告書
書式 8	医薬品の疾病等報告書
書式 9	医療機器の疾病等又は不具合報告書
書式 10	再生医療等製品の疾病等又は不具合報告書
書式 11	中止通知書
書式 12	終了通知書
書式 13	認定臨床研究審査委員会の意見報告書
書式 14	軽微変更通知書
詳細記載用書式	書式 8～10 の詳細記載用
参考書式 1	技術専門員評価書
参考書式 2	実施医療機関の要件
参考書式 3	技術専門員就任依頼書
参考書式 4	履歴書

統一書式とは

臨床研究法（平成29年法律第16号）に基づいて実施する臨床研究において、研究責任医師及び認定臨床研究審査委員会が審査意見業務に対応する場合に、省令様式及び通知書式と併せて用いる推奨書式である。

統一書式に関する記載上の留意事項

1. 統一書式のポイント

- ① 臨床研究法に基づく臨床研究を対象としている。
- ② 臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に基づいた内容である。
- ③ 臨床研究法を実施する全ての実施医療機関、認定臨床研究審査委員会で使用できる。
- ④ 研究責任医師及び認定臨床研究審査委員会が審査意見業務に対応する場合に、省令様式及び通知書式と併せて用いる推奨書式である。
- ⑤ 電磁的記録で作成、保存することも可能とする。電磁的記録で保存する場合は、見読性を確保したまま保存するよう留意する。

2. 全般

- ① 年は、西暦で記載すること。
- ② 整理番号は、各医療機関で必要に応じて記載する。
- ③ 研究の期間は、研究計画書に記載された研究の期間を記載する。
- ④ 記名押印又は署名の要否については、認定臨床研究審査委員会で定める。ただし、「書式13 認定臨床研究審査委員会の意見報告書」には委員会又は委員長の捺印を行う。
- ⑤ 記載欄以外に記載が必要な場合は、当該欄に“別紙のとおり”等と記載し、別紙として添付してよい。別紙については、必要な情報が適切かつ明確である限りにおいて、形式は問わない。
- ⑥ 「参考書式」は、必ずしもその使用によらずとも他の方法により運用が可能な書式である。実務上、多様な書式作成が想定されるため、効率化の観点から参考として作成した書式である。

西暦 年 月 日

研究分担医師リスト

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の臨床研究において、下に示す者に研究分担医師として臨床研究業務を分担したく提出いたします。

記

実施計画番号*1 (jRCT番号)	
研究名称	

研究分担医師の氏名、所属部署又は職名及び分担業務の内容

氏名	所属部署又は職名	分担業務の内容
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 □ ()

*1：新規審査依頼時は記載不要。

注) 本書式は、研究責任医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。多施設共同研究の場合は、実施医療機関ごとに研究責任医師が作成した本書式を研究代表医師が取りまとめて認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

西暦 年 月 日

新規審査依頼書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の臨床研究の実施の適否について、審査を依頼いたします。

記

研究名称			
研究の予定期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日		
研究の区分	<input type="checkbox"/> 特定臨床研究 (<input type="checkbox"/> 医薬品等製造販売業者等からの資金提供有り <input type="checkbox"/> 未承認 <input type="checkbox"/> 適応外)		
	<input type="checkbox"/> 非特定臨床研究		
	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品
多施設共同研究	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 (計	医療機関)

添付資料一覧

資料名	作成年月日	版表示
<input type="checkbox"/> 実施計画(省令様式第1)	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研究計画書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 補償の概要(□説明文書に含む)	西暦 年 月 日*	
<input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書(□研究計画書に含む)	西暦 年 月 日*	
<input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書(□研究計画書に含む)	西暦 年 月 日*	
<input type="checkbox"/> 監査に関する手順書※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理基準(様式A)	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理計画(様式E)	西暦 年 月 日*	
<input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト	西暦 年 月 日*	
<input type="checkbox"/> 統計解析計画書※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他*	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	

*1: 説明文書、研究計画書に含む場合には、記載しない。

*2: 複数機関分提出する場合には、記載しない。その場合、添付した機関数を記載すること。

*3: 該当する資料がある場合には、「その他」をチェックするとともに資料名を記載する。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

注) 添付資料一覧は、添付する資料名をチェックするとともに、それを特定するために必要な作成年月日及び版表示を記載する。

変更審査依頼書

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり変更したく、変更後の臨床研究の実施の適否について審査を依頼いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)					
研究名称					
変更文書	<input type="checkbox"/> 実施計画（省令様式第1） (□ 主要評価項目報告書の提出) <input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書 <input type="checkbox"/> 補償の概要 <input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書 <input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書 <input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 <input type="checkbox"/> 利益相反管理基準（様式A） <input type="checkbox"/> 利益相反管理計画（様式E） <input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト <input type="checkbox"/> 統計解析計画書 <input type="checkbox"/> その他 ())				
変更 事項	変更 内容 *1	変更前		変更後	変更理由
			版表示		
添付資料*2					
備考					

*1：「変更内容」は、「別紙のとおり」と記載の上、別紙や実施計画事項変更届出書（省令様式第2）の内容を添付して差し支えない。

*2：主要評価項目報告書を提出する場合は、添付すること。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

審査結果通知書

研究責任（代表）医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

殿

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長

担当地方厚生局：(地方厚生局名)

審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知いたします。

記

実施計画番号 ^{*1} (jRCT番号)	
研究名称	
審査事項	<input type="checkbox"/> 臨床研究の実施の適否 (新規審査依頼書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 臨床研究の継続の適否 <input type="checkbox"/> 実施計画の変更 (変更審査依頼書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> (□主要評価項目報告書の提出) <input type="checkbox"/> 疾病等報告 <input type="checkbox"/> (□医薬品疾病等報告書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> (□医療機器疾病等又は不具合報告書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> (□再生医療等製品疾病等又は不具合報告書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 定期報告 (定期報告書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 重大な不適合 (重大な不適合報告書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 臨床研究の中止 (中止通知書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 臨床研究の終了 (終了通知書 (西暦 年 月 日付))
審査区分	<input type="checkbox"/> 委員会審査 (審査日：西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 簡便な審査 (審査日：西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 緊急な審査 (審査日：西暦 年 月 日)
審査結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 継続審査
「承認」以外の場合の理由等	
意見 ^{*2}	
備考 ^{*3}	

*1：新規審査依頼時は記載不要。

*2：新規審査に係る臨床研究の実施の適否及び実施計画の変更に係る臨床研究の継続の適否以外の審査意見業務について「意見」がある場合は、認定臨床研究審査委員会は、認定臨床研究審査委員会の意見報告書（統一書式13）にて地方厚生局へ報告する。

*3：意見以外の研究責任医師への連絡事項がある場合には、記載すること。

注）本書式は認定臨床研究審査委員会 委員長が作成し、研究責任（代表）医師に提出する。

承認資料

資料名	作成年月日	版表示
<input type="checkbox"/> 実施計画（省令様式第1）	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研究計画書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 補償の概要（ <input type="checkbox"/> 説明文書に含む）	西暦 年 月 日*1	
<input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書（ <input type="checkbox"/> 研究計画書に含む）	西暦 年 月 日*1	
<input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書（ <input type="checkbox"/> 研究計画書に含む）	西暦 年 月 日*1	
<input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理基準（様式A）	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理計画（様式E）	西暦 年 月 日*2	
<input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト	西暦 年 月 日*2	
<input type="checkbox"/> 統計解析計画書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他*3	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	

*1：説明文書、研究計画書に含む場合には、記載しない。

*2：複数機関分提出する場合には、記載しない。その場合、添付した機関数を記載すること。

*3：該当する資料がある場合には、「その他」をチェックするとともに資料名を記載する。

注) 承認資料一覧については、認定委員会における管理上必要がある場合に使用すること。

委員リスト

氏名	所属	性別	構成要件	出欠	備考

- ・性別：男/女を記載
- ・構成要件：以下の番号を記載
 - 1 医学又は医療の専門家
 - 2 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
 - 3 1及び2に掲げる者以外の一般の立場の者
- ・出欠：以下の記号を記載
 - （出席し、かつ当該研究等に関与しない委員）
 - （出席したが、当該研究等に関与するため審議及び採決に不参加の委員）
 - ×（欠席した委員）
- ・以下の要件を確認し□する
 - 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満である。
 - 委員会設置者の所属機関に属しない者が2名以上含まれている

評価書を提出した技術専門員の専門分野

専門分野	備考
<input type="checkbox"/> 対象疾患領域	<input type="checkbox"/> 臨床薬理学
<input type="checkbox"/> 生物統計家	<input type="checkbox"/> 医療機器
<input type="checkbox"/> 再生医療	<input type="checkbox"/> その他：

注) 委員リスト等については、認定委員会における管理上必要がある場合に使用すること。

西暦 年 月 日

定期報告書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究における実施状況を以下のとおり報告いたします。

記

実施計画番号 (jRCT番号)	
研究名称	
報告期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
添付資料 ^{*1}	<input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書 <input type="checkbox"/> 補償の概要 <input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書 <input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書 <input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 <input type="checkbox"/> 利益相反管理基準(様式A) <input type="checkbox"/> 利益相反管理計画(様式E) <input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト <input type="checkbox"/> 統計解析計画書 <input type="checkbox"/> その他())
実施状況 ^{*2}	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該臨床研究に参加した臨床研究の対象者の数 2 当該臨床研究に係る疾病等の発生状況及びその後の経過 3 当該臨床研究に係るこの省令又は研究計画書に対する不適合の発生状況及びその後の対応 4 当該臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価 5 当該臨床研究に対する第21条第1項各号に規定する関与(利益相反)に関する事項

*1:「添付資料」は認定臨床研究審査委員会が最新のものを有していないものに限る(変更審査が必要な資料については、別途変更審査依頼をすること)。

*2:「実施状況」は別紙(形式は問わない)の添付も差し支えない。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

- 注)「対象者の数」については、研究実施期間における実施予定症例数、同意取得症例数、実施症例数、完了症例数、中止症例数及び補償を行った件数を記載すること。
- 注)「疾病等の発生状況及びその後の経過」について、既に報告及び審査されているものも含め、臨床研究全体としての疾病等の発生状況を要約して簡潔に記載すること。
- 注)「安全性及び科学的妥当性についての評価」とは、疾病等の発生状況及びその後の経過、不適合事案の発生状況及びその後の対応等を含む臨床研究の実施状況並びに当該期間中に発表された研究報告等における当該臨床研究に用いる医薬品等に関連する有効又は無効の情報を踏まえ、当該臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価について記載すること。
- 注)定期報告を行う時点における規則第21条第1項各号に規定する関与（利益相反）に関する事項を再度確認し、利益相反管理基準及び利益相反管理計画を提出すること。当該時点における確認の結果、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に変更がない場合には、その旨を認定臨床研究審査委員会に報告すること。

西暦 年 月 日

重大な不適合報告書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり重大な不適合がありましたので、報告いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	

実施医療機関名/ 対象者識別コード ^{*1}	
------------------------------------	--

不適合の内容 ^{*2} (資料名(添付する場合)を併記)	不適合が発生した理由、再発防止策等

*1: 対象者識別コードは、研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とする。研究全体に関わる事項は(全機関)と記載する。

*2: 発生日時、発生場所、臨床研究の対象者の影響を含めて記載する。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

医薬品の疾病等報告書（第 報）

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長 殿

研究責任（代表）医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の医薬品の臨床研究において、以下のとおり疾病等を認めたので報告いたします。

記

臨床研究に用いた医薬品の販売名又は一般名		実施計画番号 (jRCT番号)	
研究名称			

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード ^{*1}	

*1：研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者（親）の識別コードとする。
医薬品医療機器総合機構への報告

<input checked="" type="checkbox"/> あり：PMDA報告（通知別紙様式2-1）を添付 ^{*2}
<input type="checkbox"/> なし

*2：通知別紙様式2-1を添付する場合は「疾病等発現者の情報」以降の記載は不要

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児	体重： <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児	kg 身長： cm	生年月日（西暦年/月/日）： / / 年齢： 歳（胎児週齢 週）	研究対象者の体質（過敏症素因等） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）
	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日（西暦年/月/日）： (胎児に疾病等が発現した時点の妊娠期間： 週)	/ /	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり (統一書式 別様式) なし

疾病等名(診断名) 医薬品に対する予測の可能性	疾病等発現日 (西暦年/月/日)	重篤と判断した理由 重篤と判断した日(西暦年/月/日)	疾病等の転帰 転帰日(西暦年/月/日)
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	(/ /) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ <input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 障害のおそれ <input type="checkbox"/> 上記に準じて重篤 <input type="checkbox"/> 先天異常	(/ /) <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明

臨床研究に用いた医薬品に関する情報

医薬品	投与期間 (西暦年/月/日)	疾病等との 因果関係	疾病等発現後の措置 変更後の用法・用量
<input type="checkbox"/> 本剤(盲検下) <input type="checkbox"/> 本剤 <input type="checkbox"/> その他	/ / ~□ / / <input type="checkbox"/> 投与中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量
医薬品名：販売名/一般名	投与期間中の用法・用量		変更後の用法・用量

臨床研究に用いた医薬品以外の疾病等の発生要因（当該医薬品以外の臨床研究実施上の要因）

<input type="checkbox"/> あり (要因： <input type="checkbox"/> なし)
---	---

注) 本書式は研究責任（代表）医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注) 承認の範囲内で医薬品（抗がん剤等の一部の除外医薬品を除く。）を投与した臨床研究による健康被害について
は、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度（お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル））
があるため、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること（ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはならない）。

医療機器の疾病等又は不具合報告書（第 報）

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長 殿

研究責任（代表）医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の医療機器の臨床研究において、以下のとおり疾病等又は不具合を認めたので報告いたします。

記

臨床研究に用いる医療機器の原材料名又は識別記号		実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称			

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード*	

*1：研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者（親）の識別コードとする。

医薬品医療機器総合機構への報告

あり：PMDA報告（通知別紙様式2-2）を添付*なし

*2：通知別紙様式2-2を添付する場合は「疾病等発現者情報」以降の記載は不要

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児 <input type="checkbox"/> その他 ()	体重： kg	生年月日（西暦年/月/日）： / /	研究対象者の体質（過敏症素因等） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	身長： cm	年齢： 歳（胎児週齢 週）	
	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日（西暦年/月/日）： / / (胎児に疾病等が発現した時点の妊娠期間： 週)	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり (統一書式 別様式) なし 該当せず

疾病等名（診断名） 医療機器に対する予測の可能性	疾病等発現日 (西暦年/月/日)	重篤と判断した理由 重篤と判断した日（西暦年/月/日） (/ /)	疾病等の転帰 転帰日（西暦年/月/日） (/ /)
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	□死亡 □死亡のおそれ □入院又は入院期間の延長 □障害 □障害のおそれ □上記に準じて重篤 □先天異常	□回復 □軽快 □未回復 □後遺症あり □死亡 □不明 □該当せず

臨床研究に用いた医療機器（手技を含む）に関する情報

医療機器等	施行/使用期間 (西暦年/月/日)	疾病等との因果関係	医療機器の疾病等 に対する措置
<input type="checkbox"/> 手技	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 施行中	□関連あり □おそらく関連あり □関連あるかもしれない □関連なし □不明 □該当せず	
<input type="checkbox"/> 本機器（盲検下） <input type="checkbox"/> 本機器 <input type="checkbox"/> その他 ロット番号	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 使用中	□関連あり □おそらく関連あり □関連あるかもしれない □関連なし □不明 □該当せず	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 該当せず

臨床研究に用いた医療機器の不具合に関する情報等 □該当せず

不具合名			<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知
不具合の発生日	(西暦年/月/日 時:分) / / :		
不具合が発生したと考えられる原因	運搬/保管	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	手技	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	併用薬 併用療法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	その他		
医療機器の不具合状況	医療機器（手技を含む）の不具合発現状況の経過、医療機器の状態（構造的・材質的・機能的欠陥等）、使用開始後の場合は体内遺残・取出しの状況等を具体的に記載する。		

臨床研究で用いた医療機器の不具合が疾病等を引き起こすおそれがあると判断した理由

--

備考: コンビネーション製品の臨床研究の場合は、本報告と関連した報告書がある旨を記載する。その他コメントがあれば記載する。

--

添付資料	
------	--

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注) 承認の範囲内で使用した生物由来製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品等感染等被害救済制度(お問い合わせ先 0120-149-931(フリーダイヤル))があるため、報告される感染症がこの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること。

詳細は機構(PMDA)のホームページ(<http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>)を参照。

西暦 年 月 日

再生医療等製品の疾病等又は不具合報告書（第 報）

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長 殿

研究責任（代表）医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の再生医療等製品の臨床研究において、以下のとおり疾病等又は不具合を認めたので報告いたします。

記

製品の化学名又は識別記号		実施計画番号 (JRCT 番号)	
研究名称			

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード*	

*1：研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者（親）の識別コードとする。

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児 <input type="checkbox"/> その他 ()	体重： kg	生年月日(西暦年/月/日)： / /	研究対象者の体質(過敏症素因等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
	身長： cm	年齢： 歳(胎児週齢 週)	
	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日(西暦年/月/日)： / / (胎児に重篤な疾病等が発現した時点の妊娠期間： 週)	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり (統一書式 別様式) なし 該当せず

疾病等名(診断名) 製品に対する予測の可能性	疾病等発現日 (西暦年/月/日)	重篤と判断した理由 重篤と判断した日(西暦年/月/日)	疾病等の転帰 転帰日(西暦年/月/日)
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	(/ /) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ <input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 障害のおそれ <input type="checkbox"/> 上記に準じて重篤 <input type="checkbox"/> 先天異常	(/ /) <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明

臨床研究に用いた再生医療等製品(手技を含む)に関する情報

再生医療等製品	施行/使用期間 (西暦年/月/日)	疾病等との 因果関係	製品の疾病等に対 する措置
<input type="checkbox"/> 手技*2	/ / ~□ / / □施行中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	
<input type="checkbox"/> 日本製品(盲検下) <input type="checkbox"/> 日本製品 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ロット番号	/ / ~□ / / □使用中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 該当せず

*2：手技には細胞採取等のための一連の前処置・調製等を含む。

臨床研究に用いた再生医療等製品の不具合に関する情報等 □該当せず

不具合名			<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知
不具合の発生日	(西暦年/月/日 時:分) / / :		
不具合が発生したと 考えられる原因	運搬/保管	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	手技	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	原疾患	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	併用薬 併用療法	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	その他		
再生医療等製品の 不具合状況	再生医療等製品(手技を含む)の不具合発現状況の経過、再生医療等製品の状態(構造的・材質的・機能的欠陥等)、使用開始後の場合は体内遺残・取出しの状況等を具体的に記載する。		

臨床研究で用いた再生医療等製品の不具合が重篤な疾病等を引き起こすおそれがあると判断した理由

--

備考: コンビネーション製品の臨床研究の場合、複数の不具合報告がある場合は、本報告と関連した報告書がある旨を記載する。その他コメントがあれば記載する。

--

添付資料

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注) 承認の範囲内で再生医療等製品(一部の除外再生医療等製品を除く。)を投与した臨床研究による健康被害については、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度(お問い合わせ先 0120-149-931(フリーダイヤル))があるため、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること(ただし、使用された再生医療等製品が対象除外再生医療等製品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはならない)。

西暦 年 月 日

中止通知書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師

(医療機関名)

(所属・職名)

(氏名)

下記の臨床研究を以下のとおり中止したので通知いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
中止年月日	
中止理由	
実施中の対象者 の有無 ^{*1}	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
実績	同意取得例数 : 例 実施例数 : 例
中止後の措置 ^{*2}	
添付資料・備考	

*1:「実施中の研究対象者の有無」は、投与等実施中及び観察期間中も含む。

*2:「中止後の措置」は、実施中の研究の対象者への適切な治療及び事後措置の方法を記載する。終了予定日を記載できる場合は記載すること。

注) 本書式は研究責任(代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

西暦 年 月 日

終了通知書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師
 (医療機関名)
 (所属・職名)
 (氏名)

下記の臨床研究について以下のとおり終了しましたので意見を求めます。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
添付資料	<input type="checkbox"/> 総括報告書 <input type="checkbox"/> 総括報告書の概要* <input type="checkbox"/> その他 ())
記録保管の期間	認定臨床研究審査委員会において保存中の資料につきましては、次に掲げる期間は保管をお願いします。 <input type="checkbox"/> 終了日 (JRCTの公表日) より 5年 <input type="checkbox"/> 前項以降 (年 月 日 : 理由)

*1：終了届書（通知別紙様式1）を添付する。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

西暦 年 月 日

認定臨床研究審査委員会の意見報告書

地方厚生局長 殿認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長

下記の臨床研究の審査において以下のとおり意見を述べたので報告いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
審査意見業務の 区分	<input type="checkbox"/> 疾病等報告 <input type="checkbox"/> 定期報告 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 重大な不適合報告 <input type="checkbox"/> その他 ())
意見内容	
添付資料	<input type="checkbox"/> 審査結果通知書 <input type="checkbox"/> 審査意見業務で用いた資料 () <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

注) 本書式は、統一書式4にて意見がある場合、認定臨床研究審査委員会が作成し、地方厚生局長に提出する。

西暦 年 月 日

軽微変更通知書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師
 (医療機関名)
 (所属・職名)
 (氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり軽微な変更を行ったので、通知します。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
変更内容*	
添付資料	

*1:「変更内容」は、「別紙のとおり」と記載の上、別紙や実施計画事項軽微変更届書（省令様式第3）の内容を添付して差し支えない。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

疾病等に関連すると思われる発現時の原疾患、合併症、既往歴、並びに過去の処置（外科処置、放射線療法、輸血等）

	疾患名	発症時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)		
			<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
原疾患・合併症・既往歴		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
外科処置、放射線療法、輸血等		開始時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)		
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続	<input type="checkbox"/> 治癒(/ /)	<input type="checkbox"/> 不明

疾病等発現時に使用していた薬剤

(疾病等に対する治療薬を除く)

薬剤名：販売名/一般名	用法・用量	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	因果関係	疾病等発現後の措置
	剤型・経路 用法・用量	/ / ～ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 增量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ～ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 增量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ～ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 增量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ～ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 增量

備考	
----	--

疾病等発現時に使用していた薬剤を再投与した場合

再投与した薬剤名 (販売名/一般名)	用法・用量	再投与期間 (西暦年/月/日)	再投与後の疾病等の発現
		/ / ~□/ / □投与中	□無 □有 []
		/ / ~□/ / □投与中	□無 □有 []
		/ / ~□/ / □投与中	□無 □有 []

疾病等を評価する上で重要と思われる過去の薬剤治療歴

薬剤名 (販売名/一般名)	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	副作用の発現
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []

疾病等発現に関連すると思われる臨床検査結果 (検査伝票(写)等を別紙として添付してもよい)

検査項目	単位	基準範囲		検査値			
		下限	上限	西暦年/月/日	西暦年/月/日	西暦年/月/日	西暦年/月/日
		/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

上記臨床検査以外の結果 (心電図、X線写真等を別紙として添付してもよい)

--

経過：疾病等発現までの詳細な時間経過、疾病等に対する処置、転帰及び関連情報を含む症例の概要を記載する。

西暦年/月/日	内 容
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	

コメント：因果関係の判断根拠、疾病等の診断、重篤性、投与薬剤間の相互作用等について記載する。

死亡例の場合

剖検の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	剖検の有の場合、剖検で確定した死因：	剖検の無の場合、推定又は確定した死因：
--	--------------------	---------------------

出生児、胎児のみに疾病等が発現した場合の研究対象者（親）の情報

研究対象者識別コード：	体重： kg 身長： cm	生年月日(西暦年/月/日)： / / 年齢： 歳	研究対象者の体質(過敏症素因等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日(西暦年/月/日)： / / (被疑薬投与開始時の妊娠の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 週 <input type="checkbox"/> 不明)		

疾病等に関連すると思われる発現時の原疾患、合併症、既往歴、並びに過去の処置
(外科処置、放射線療法、輸血等)

	疾患名	発症時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
原疾患・合併症・既往歴		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
外科処置、放射線療法、輸血等		開始時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明

疾病等を評価する上で重要なと思われる過去の薬剤治療歴

薬剤名(販売名/一般名)	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	副作用の発現
	/ / ~ / /		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []
	/ / ~ / /		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []
	/ / ~ / /		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []

西暦 年 月 日

技術専門員評価書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

技術専門員
 (所属)
 (氏名)

下記の臨床研究について以下のとおり評価しました。

記

実施計画番号*1 (JRCT番号)	
研究名称	
技術専門員の 専門分野	<input type="checkbox"/> 対象疾患領域（疾患領域名：_____） <input type="checkbox"/> 臨床薬理学（ <input type="checkbox"/> 毒性学 <input type="checkbox"/> 薬力学・薬物動態学 <input type="checkbox"/> その他；_____） <input type="checkbox"/> 生物統計家 <input type="checkbox"/> 医療機器（ <input type="checkbox"/> 臨床工学 <input type="checkbox"/> 材料工学 <input type="checkbox"/> その他；_____） <input type="checkbox"/> 再生医療 <input type="checkbox"/> その他；_____
評価の内容	

*1：新規審査依頼時は記載不要。

注) 本書式は技術専門員が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

西暦 年 月 日

実施医療機関の要件

I 研究責任医師の要件	
診療科	要()・不要
資格	要()・不要
当該診療科経験年数	要()年以上・不要
当該研究の技術の経験年数	要()年以上・不要
当該研究の技術の経験症例数 ^{*1}	
臨床研究法の教育履歴	
その他	
II 医療機関の要件	
診療科	要()・不要
実施診療科の医師数 ^{*2}	要(内容:)・不要
他診療科の医師数 ^{*2}	要(内容:)・不要
その他医療従事者の配置	要(職種:)・不要
病床数	要(床以上)・不要
看護配置	要(必要な看護体制:)・不要
当直体制	要()・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査(24時間実施体制)	要・不要
救急体制	要(自施設・他施設との連携: 施設名)
他医療機関との連携体制	要(連携の内容:)・不要
医療機器の保守管理体制	要・不要
医療機関の当該臨床研究の実施症例数	要(症例以上)・不要
当該研究者等の利益相反状況の事実確認を行う体制がある	要
臨床研究の相談窓口	要
その他(上記以外の要件、例: 遺伝カウンセリングの実施体制が必要等)	

*1: 当該技術の経験について経験症例数を求める場合に記載すること。

*2: 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

注) 研究計画書内に記載があれば提出不要

西暦 年 月 日

実施医療機関の要件 各施設確認シート

医療機関名	
-------	--

I 研究責任医師の要件		確認欄
診療科	要()・不要	
資格	要()・不要	
当該診療科経験年数	要()年以上・不要	
当該研究の技術の経験年数	要()年以上・不要	
当該研究の技術の経験症例数 ^{*1}		
臨床研究法の教育履歴		
その他		
II 医療機関の要件		
診療科	要()・不要	
実施診療科の医師数 ^{*2}	要(内容:)・不要	
他診療科の医師数 ^{*2}	要(内容:)・不要	
その他医療従事者の配置	要(職種:)・不要	
病床数	要()床以上・不要	
看護配置	要(必要な看護体制:)・不要	
当直体制	要()・不要	
緊急手術の実施体制	要・不要	
院内検査(24時間実施体制)	要・不要	
救急体制	要(自施設・他施設との連携: 施設名)	
他医療機関との連携体制	要(連携の内容:)・不要	
医療機器の保守管理体制	要・不要	
医療機関の当該臨床研究の実施症例数	要()症例以上・不要	
当該研究者等の利益相反状況の事実確認を行う体制がある	要	
臨床研究の相談窓口	要	
その他(上記以外の要件、例: 遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)		

^{*1}: 当該技術の経験について経験症例数を求める場合に記載すること。^{*2}: 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

注) 研究実施計画書内に記載があれば提出不要

西暦 年 月 日

(研究機関名)

(所属・職名)

(氏名) 殿

認定臨床研究審査委員会

(委員会名) 委員長

技術専門員就任依頼書

下記の臨床研究について、下記の専門分野に係る技術専門員への就任を依頼いたします。

記

臨床研究の概要

研究名称	
研究責任（代表）医師名	
研究責任（代表）医師の 所属機関名・職名	

専門分野

専門分野	<input type="checkbox"/> 対象疾患領域（疾患領域名：_____） <input type="checkbox"/> 臨床薬理学（ <input type="checkbox"/> 毒性学 <input type="checkbox"/> 薬力学・薬物動態学 <input type="checkbox"/> その他；_____） <input type="checkbox"/> 生物統計家 <input type="checkbox"/> 医療機器（ <input type="checkbox"/> 臨床工学 <input type="checkbox"/> 材料工学 <input type="checkbox"/> その他；_____） <input type="checkbox"/> 再生医療 <input type="checkbox"/> その他；_____

履歴書

研究代表医師 研究責任医師 研究分担医師

ふりがな						
氏名						
医療機関						
所属・職名						
学歴（大学）	大学	学部	西暦	年卒		
免許	<input type="checkbox"/> 医師 免許番号()		取得年（西暦 年）	<input type="checkbox"/> 歯科医師 免許番号()		取得年（西暦 年）
認定医等の資格						
勤務歴 (過去5年程度)	西暦 年 月～西暦 年 月：					
	西暦 年 月～西暦 年 月：					
	西暦 年 月～西暦 年 月：					
	西暦 年 月～西暦 年 月：					
	西暦 年 月～現在：					
専門分野						
所属学会等						
臨床研究の実績 (過去2年程度)	実施件数	件（うち実施中 件）				
	<input type="checkbox"/> 責任医師の経験（件数）： <input type="checkbox"/> 有（ 件） <input type="checkbox"/> 無					
	<input type="checkbox"/> 分担医師の経験（件数）： <input type="checkbox"/> 有（ 件） <input type="checkbox"/> 無					
主な研究内容、 著書・論文等 (臨床研究等に 連するもので直近 の10編以内)						
備考*						

* 過去2年程度の間に臨床試験の実績がない場合であって、それ以前に実績のある場合や、特定臨床研究以外の臨床研究、治験に関する実績がある場合に、その内容について簡潔に記載